

宮崎県情報公開条例（平成 11 年宮崎県条例第 36 号）の解釈及び運用基準

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 目的	1
第 2 条 定義	
第 1 項（実施機関）	3
第 2 項（公文書）	4
第 3 条 解釈及び運用	7
第 4 条 適正な請求及び使用	8

第 2 章 公文書の開示

第 5 条 開示請求権	9
第 6 条 開示請求の手續	12
第 7 条 公文書の開示義務	15
第 1 号〔法令秘情報〕	17
第 2 号〔個人に関する情報〕	19
第 2 号の 2〔行政機関等匿名加工情報等〕	26
第 3 号〔法人等に関する情報〕	27
第 4 号〔任意に提供された情報〕	31
第 5 号〔犯罪の予防等に関する情報〕	32
第 6 号〔審議、検討等に関する情報〕	34
第 7 号〔事務又は事業に関する情報〕	36
第 8 条 部分開示	39
第 8 条の 2 公益上の理由による裁量的開示	41
第 9 条 公文書の存否に関する情報	42
第 10 条 開示請求に対する措置	44
第 11 条 開示決定等の期限	47
第 12 条 開示決定等の期限の特例	49
第 12 条の 2 事案の移送	51
第 13 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	53
第 14 条 開示の実施	55
第 15 条 法令等による開示の実施との調整	56
第 16 条 公文書の検索資料の作成	58

第 3 章 審査請求等

第 1 節 諮問等	
第 16 条の 2 県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求	59
第 16 条の 3 審理員による審理手續に関する規定の適用除外	60
第 17 条 審査会への諮問等	61
第 18 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續	65
第 2 節 宮崎県公文書開示審査会	
第 19 条 設置等	66

第20条 組織等	67
第21条 審査会の調査権限	68
第21条の2 意見の陳述	71
第21条の3 意見書等の提出	72
第21条の4 委員による調査手続	73
第21条の5 提出資料の写しの送付等	74
第21条の6 調査審議手続の非公開	76
第21条の7 答申書の送付等	77
第22条 知事への委任	78
第4章 情報公開の総合的な推進	
第23条 情報公開の総合的な推進	79
第24条 情報提供施策の充実	80
第24条の2 出資法人の情報公開	81
第24条の3 指定管理者の情報公開	83
第5章 雑則	
第25条 費用負担	84
第26条 開示等の状況の公表	86
第26条の2 適用除外	87
第27条 委任	89
第28条 罰則	89
附 則	90

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。

【解釈】

- 1 「知る権利」という概念については、憲法上明文の規定はなく、解釈上主として国民主権や表現の自由と関連づけて論じられているもので、その請求権的性格については抽象的な請求権としての性格を有するにとどまり、法律による具体化があつて初めて具体的な権利となるという見解が有力である。
しかしながら、知る権利は情報公開制度における理念的概念として一般的には理解が進んでいるので、条例上それを尊重する旨を明記して、県の情報公開に対する姿勢を示すこととしたものである。
- 2 「公文書の開示を請求する権利」とは、実施機関が保有している公文書の開示を請求することができる権利をいい、実施機関は、条例に定める要件を満たした公文書の開示請求に応じなければならない、条例上の義務を負うものである。
- 3 「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県政を信託した県民に対し、県がその諸活動の状況を説明する責務があることを明らかにしたものであり、実施機関は、公文書の適正な開示はもとより情報提供の施策の充実等に努めなければならない。
- 4 「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた県政の一層の推進に資する」とは、情報公開の制度化により、県民の県政に対する理解と信頼を深め、ひいては県民参加の開かれた県政を一層推進するという、この条例の目的を明らかにしたものである。

【運用】

条例は、公文書の開示を請求する権利及びその権利に対応する実施機関の開示義務を規定したものである。

一方、情報提供は、住民からの請求を待つまでもなく、実施機関が任意かつ自主的に行うものであり、保有している文書の情報を整理し説明を加えることにより、多くの人に理解しやすい形で情報を提供できるという性格のものである。

県では、条例第4章（情報公開の総合的な推進）の規定を踏まえ、開示請求を待つことなく各種の情報を自主的に公表及び提供するための全庁的な基準として、「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱（以下「情報提供要綱」という。）」を制定しているところである。

1 公文書開示制度の意義

公文書開示制度は、県民からの請求に応じて、県が保有する公文書の開示を義務づ

けることに意義があり、県民の開示請求権に基づく制度という点において、一般的な情報提供の施策とは異なる。

また、公文書開示制度では、開示をしない旨の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。

2 他の法令等の規定による情報提供を行う場合

この条例は、不特定多数の者に対して、県が保有する公文書の情報を公開するための一般的な手続きについて定めたものである。

したがって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第1項の規定による議会からの書類等の検閲要求、同法第245条の4第1項の規定による各大臣からの資料の提出要求、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条の規定による公営住宅の事業主体からの書類の閲覧等の請求、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定による弁護士会からの必要事項の報告請求等のように、他の法令等の規定に基づき情報の提供、回答等を求められた場合には、本条例の定めるところでなく、当該情報の内容、当該法令等の規定の趣旨、目的にそって個別具体的に判断することになる。

第2条第1項 定義(実施機関)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮崎県道路公社（以下「公社」という。）をいう。

【趣旨】

この条例による公文書の開示施する機関について定めたものであり、実施機関はこの条例による事務を自らの判断と責任を实において誠実に管理し、及び執行する義務を負うものである。

【解釈】

- 1 「実施機関」とは、地方自治法、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）により、独立して事務を管理し執行する権限を有する機関をいい、各実施機関の組織規則、定款等により定められる本庁各課（局・室）、出先機関及び附属機関等の全体を含む意味である。
- 2 地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会、民法（明治29年法律第89号）その他の法律により設立された公益法人等は、県とは別の団体であるので、実施機関には含まれない。
- 3 警察本部長を公安委員会から独立した実施機関にしたのは、
 - (1) 県警察と公安委員会は、それぞれ運営機関と管理機関として組織法上の独立性を有すること
 - (2) 警察本部長は個別案件につき公安委員会から独立した指揮監督権限を有すること
 - (3) 警察本部長は公安委員会にはない警察職員の任命権を有するなど、県警察は組織的にも権限的にも公安委員会から相当程度独立した行政機関であることから公安委員会のほか、警察本部長を実施機関にしたものである。

【運用】

実施機関における公文書の開示に関する事務の分掌は、各実施機関の行政組織規則、事務決裁規程等の定めるところによる。

第2条第2項 定義(公文書)

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 県立図書館その他一般に利用できる施設で閲覧等に供されているもの
 - (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

この条例による開示請求の対象となる公文書について定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、公営企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人及び公社の理事長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。特別職・一般職又は常勤・非常勤を問わないので附属機関の委員及び臨時的任用職員等も含まれる。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。
なお、「職務」には、県の自治事務又は地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務が含まれ、同法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務も含まれる。ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方共済組合の事務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。
- 3 「文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録」とは、記録媒体の面からこの条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであって、これを整理すると次のようになる。
 - (1) 文書（起案文書、供覧文書のほか、台帳、カード類、電算出力帳票等をいう。）
 - (2) 図画（地図、図面、設計図等をいう。）
 - (3) 写真（印画紙に焼き付けたものをいう。）
 - (4) 文書、図画及び写真を撮影したマイクロフィルム
 - (5) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、具体的には光ディスク（CD-ROM等）、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等に記録されたものをいう。）
- 4 「組織的に用いる」に該当するかどうかの判断に当たっては、次の(1)～(3)に掲げる事項を総合的に考慮して、実質的な判断を行うことになる。

- (1) 作成又は取得の状況
 - ア 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものであるかどうか。
 - イ 組織が所掌する事務又は事業の範囲内で取得したものであるかどうか。
 - ウ 直接的又は間接的に課長又は所長等決定権を有する職員（事務決裁決裁規程に基づき代決することができる職員を含む。）の指示等の関与があったかどうか。
 - (2) 利用の状況
 - ア 事務又は事業の執行に必要なものとして、他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか。
 - イ 他の職員が職務上利用しているものであるかどうか。
 - (3) 保存又は廃棄の状況
 - ア 専ら職員個人の判断で処分できる性質のものであるかどうか。
 - イ 共用ロッカーや共用ファイルなど職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか。
- 5 「保有している」とは、所持していることをいう。「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書の收受、作成、整理・保存、引継ぎ・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。なお、一時的に文書を借用している場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。
- 6 ただし書は、本条例の適用対象となる公文書から除かれるものを定めている。
- (1) 第1号（販売物等）

官報、公報、新聞、雑誌、書籍等はその内容が公にされており、書店等で購入することで容易に入手できることから、開示請求の対象となる「公文書」から除外するものである。なお、同号にはCD、コンピュータソフトウェア等の電磁的記録やインターネット上で不特定多数の者へ有償頒布を目的として発行されるものも含まれる。
 - (2) 第2号（一般利用施設での閲覧）

「県立図書館その他一般に利用できる施設」とは、施設の利用規程等を設け、刊行物・資料等の閲覧、貸出し等を行っている県立図書館、県民情報センターなどの施設をいう。これらの施設は、県民に閲覧又は視聴させることを目的に資料等を管理し、施設ごとに利用手続が定められていることから、その資料等の公開は情報提供によるべきで公文書から除外するものである。
 - (3) 第3号（歴史的資料等）

歴史的資料等は、県文書センターや博物館等において、歴史的若しくは文化的又は学術研究用の資料的価値に着目して管理されており、当該文書等を管理する趣旨に添った取扱いがなされることが適当であるため、公文書から除外したものである。なお、特別の管理とは、次のア～エの基準をみたすものをいう。

 - ア 専用の場所において適切に保存されていること。
 - イ 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 - ウ 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - エ 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

【運用】

- 1 組織共用文書の範囲

組織共用文書とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、決裁又は供覧の手続を終了したもの

に限らず、実施機関の組織において業務上の必要性から利用・保存されているもの（組織共用文書）を意味する。したがって、一般的に次のような文書は組織共用文書ではないと考えられる。

(1) 専ら職員個人が自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用することを目的として作成し、又は取得した文書

（例：個人的な事務の流れ図や取扱いマニュアル、自己研鑽のための研究資料、備忘録、個人間でやりとりされた事務引継書、職員個人が利用する正式文書と重複する公文書の写し、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等）

(2) 公文書と分別管理がなされている文書

個人用ファイル、個人用の箱等に収納されるなど、公文書と分別管理がなされ、職員の異動などの際に引き継がれない文書

(3) 収納ファイル等に個人資料である旨の明示がある文書

収納されたファイル、箱等に「個人資料である旨の表示」、「所有者である個人名の記載」等の表示があり、第三者から見て明らかに個人資料であることが分かる文書

(4) 職員個人が管理している電磁的記録

職員個人が管理する光ディスク、パソコンのハードディスク等に保存しているデータのうち、組織共用の実態を有していないもの

(5) 他機関保有文書

実施機関ではない団体、例えば地方職員共済組合宮崎県支部や一般社団法人宮崎県互助会などが保有する文書が、実施機関の事務所等に存在する場合は、原則として当該団体の文書管理に関する定めに従い編集、保管等がなされるべきものであるが、公文書との混在を防ぐ見地から、個人資料の編集、保管方法に準じた文書の取扱いを行う必要がある。具体的には、個別団体ごとに文書ファイルを作成し、編集及び管理を行い、当該ファイルについては当該団体保有文書であることを明示するなど、公文書との分別管理を徹底することが要求される。

2 販売物等

過去に市販された出版物等の中には、現在は絶版により現実に入手することが困難で、かつ図書館等にも配架されていない印刷物等もあるが、一度市販された出版物等は条例の対象外文書となる。このため、現実に入手することが困難な出版物等で実施機関が保有しているものは、必要に応じ、情報提供するよう努めるものとする。

3 歴史資料文書の取扱い

県文書センターで、歴史資料文書管理規程（平成12年訓令甲第7号）に基づき管理される公文書は、ただし書第3号の規定により、本条例の対象外文書となる。

4 ただし書第1号から第3号に該当する文書の開示請求がなされた場合の取扱い

ただし書第1号から第3号に該当する文書の開示請求（開示請求の相談）を受けた場合は、条例で規定する公文書には該当しないため、請求者には請求の取下げを要請した上で、当該文書を保有する県立図書館や県文書センター等での閲覧や写しの交付について、教示する必要がある。なお、請求の取下げに応じない場合には、不開示決定することとなる。

第3条 解釈及び運用

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条（目的）の規定とともに、条例の解釈及び運用を行うに当たっての基本的な考え方を定めたものである。

【解釈】

- 1 「公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるよう」とは、条例の基本理念である原則開示の精神を表わしたものであり、これにより本条例の解釈及び運用に当たっては、次の事項に特に留意する必要がある。
 - (1) 開示請求に係る公文書に記録されている情報が第7条各号（不開示情報）のいずれかに該当するかどうかの判断は、原則開示の精神に照らして適正に行わなければならないこと。
 - (2) 開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、第8条（部分開示）の規定により、当該不開示情報を除いた部分については、原則開示しなければならないこと。
 - (3) 開示請求の受付から開示の実施までの手続及び審査請求があった場合の手続については、迅速に行うこと。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮」とは、開示を原則とする公文書開示制度のもとでも、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないが、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

個人のプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、本条例では個人の権利利益の十分な保護を図るため、「特定の個人を識別することができる」情報を原則不開示（第7条第2号）とする方式（個人識別型）を採用している。

個人に関する情報の開示・不開示の具体的な判断は、専ら同号に規定するところによるが、特に、開示することとなる「個人に関する情報」の解釈及び運用に当たっては、本条後段の趣旨に則して行わなければならない。

また、第4章に規定する情報公開の総合的な推進を図るための施策においても、本条後段の趣旨を踏まえ、最大限の配慮をしなければならない。

第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき公文書の開示を請求しようとするもの及び公文書の開示を受けたものの責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 「この条例の目的に即し」とは、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた県政を一層推進するというこの条例の目的に従ってという趣旨である。
- 2 「適正な請求に努める」とは、公文書の開示を請求しようとするものは、本条例で実現しようとしている目的に則した開示請求をしなければならないことをいい、行政執行に著しい支障を及ぼすような開示請求をむやみに行うなど、権利の濫用に当たる行為をしてはならないという趣旨である。

したがって、実施機関は、不適正な請求をしようとするものに対しては、適正な開示請求をするように要請するものとする。

- 3 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けたものは、当該開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、いやしくも濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。

したがって、実施機関は、開示された情報を不適正に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合には、当該情報の使用者に対してその情報の使用の中止を要請し、なお、不適正な使用を繰り返すなどしたもからの開示請求に対しては、開示請求権の濫用にあたりと判断して、対応することもあり得るものである。

【運用】

- 1 実施機関は、不適正な請求をしようとするものがある場合は、そのものに対して、適正な請求をするよう要請するとともに、公文書の開示をするときは、請求者に対し適正な使用について啓発するものとする。
- 2 開示請求権の濫用としては、特定部局の保有する全ての公文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの、特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするもの等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として条例5条第2項の適用を検討する。

第2章 公文書の開示

第5条 開示請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示を請求する権利（開示請求権）の根拠となる規定であり、誰もが条例による公文書の開示請求権を有することを明らかにするものである。

第2項では、この条例による開示請求権も無制限なものではなく、条例の趣旨・目的に則って正当に権利行使すべき一定の責務があり、適正な請求を促す観点から、開示請求権を濫用してはならないことを定めたものである。

【解釈】

1 「何人も」とは、公文書の開示請求をすることができるものの範囲を定めたもので、県民に限らず外国人を含む全ての自然人のほか、法人その他の団体も含まれる。

「法人」とは、公益（民法）法人、営利（商法）法人及び特別法に基づく法人をいい、「その他の団体」とは、権利能力なき社団（自治会、商店会、PTA、親睦団体、相互扶助団体、消費者団体等）及び組合（民法組合）をいい、代表者又は管理人の定めのあるものをいう。（民事訴訟法上の当事者能力を有する社団等の定義と同義）

2 開示請求権の一般的性格

本条例で定める公文書開示制度は、何人にも等しく開示請求権を認めるもので、開示請求者に対し請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではない。

また、開示請求者が誰であり、開示請求に係る公文書に記録されている情報と利害関係を有しているかどうか等の個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものでもない。

開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、第8条に規定する部分開示による場合及び第14条に規定する実施機関が定める方法により電磁的記録を開示する場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

3 開示請求権の濫用

本県では、条例第1条の目的を踏まえ、制度本来の趣旨や条例の目的から著しく逸脱した不適正な請求の抑止を図るため、開示請求権を濫用してはならないことを本条2項に規定している。

権利の濫用とは、「形式的には権利の行使としての外形を備えるが、実質的にはその権利本来の目的を逸脱するために、その正当な行使として認めることができない行為」とされている。

開示請求権の濫用とは、条例によって付与された開示請求権本来の目的を逸脱し、正当な権利行使とは認められないものをいい、どのような場合に権利の濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示決定等に至るまでの開示請求者とのやり取り、開示請求者の言動その他様々な要素を総合的に勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。

【運用】

1 開示請求権は、個人、法人はもとより法人格のない団体にも認められるが、不開示決定等に対して処分取消訴訟を提起する場合は、団体として成立していなければ原告適格が否定されることもあり得る。

また、開示請求権の行使は、純粋な権利の行使のみを目的とした権利であるから、未成年者又は成年被後見人であっても、公文書の意義、内容等を理解でき、写しの交付に係る費用負担の能力があると認められる場合は、開示請求できるものとする。

2 開示請求時点では存在せず、開示決定を行う時点で存在する公文書の取扱いについて、開示請求時点では未だ文書が作成されていないが、開示請求日から決定日までに作成し、又は取得した公文書で請求の対象となるものは、決定を行う余地があり、かつ、請求者に有利な取扱いを図るために、対象公文書に含めることとする。

なお、開示請求日から決定日までの間に廃棄日が到来した公文書については、廃棄することなく対象公文書として取り扱わなければならないことは言うまでもない。

3 権利の濫用に当たると考えられる類型及び判断基準

権利の濫用に当たると考えられる類型、判断基準は次のとおりとする。

ただし、権利の濫用に当たるか否かについては、個別の事案ごとに種々の要素を比較衡量し具体的に判断すべきものであり、事例に該当すれば直ちに権利の濫用として対応するものではないことに注意すること。

(1) 事務を停滞させることを目的にすると認められる公文書の開示請求

【判断基準】

- ア 開示請求するだけで全部又は一部を閲覧しないなどの行為が繰り返される場合
- イ 開示請求に係る費用を支払わない場合
- ウ 開示日時の変更等が、正当な理由なく頻繁に繰り返される場合
- エ 同種の文書を正当な理由なく繰り返し請求する場合
- オ 特定の職員が作成した公文書の全てを求めたり、請求者の言動等から請求の目的や動機が公文書開示以外にあると明らかに認められる場合

(2) 事務を停滞させるおそれのある大量の公文書の開示請求

【判断基準】

- ア 特定部局の保有する全ての公文書に係る開示請求を行う場合
- イ 請求内容が、形式的、外形的には一応明確ではあるものの、特定の所属、担当者、業務等の多種多様な公文書の全てを求め、実質的に特定がなされていない開示請求の場合
- ウ 対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、全ての公文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような開示請求を行う場合

(3) 開示請求によって得た情報を不適正に使用のおそれがあると明らかに認められる場合

【判断基準】

- ア 開示によって得た情報をもとに違法又は不当な行為を行うことが明らかに認められる場合
- イ 特定の個人を誹謗、中傷、又は威圧することを目的とするなど明らかな害意が認められる場合
- ウ 開示請求により得た情報を不適正に使用し、又は使用のおそれが認められる場合であって、実施機関がその情報の使用の中止を要請したにもかかわらず、なお、不適正な使用を繰り返した者（請求者又は請求者以外の使用者）から同種の

内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されることが明らかに認められる場合

4 権利の濫用等に当たる場合の取扱い

(1) 明らかな害意が認められる開示請求（上記【運用】3(1)、(2)ア及びイ、(3)等）

ア 行政の事務執行を停滞させることを目的とした公文書の開示請求等、条例によって付与された開示請求権本来の目的を逸脱したような明らかな害意が認められる開示請求かどうかは、開示請求の態様や開示決定等に至るまでの開示請求者とのやり取り、開示請求者の言動等から判断する。

イ 書面により、請求者に対して当該請求が不適正な開示請求である旨を説明し、補正又は請求の取下げを要請する。

ウ 要請に応じない場合、原則、宮崎県公文書開示審査会に意見を聴取した上で、権利の濫用として条例第5条第2項の規定により不開示決定とするものとする。

ただし、上記【運用】3の判断基準に複数該当し、権利の濫用であることが明らかである場合又は過去に権利の濫用として不開示決定した請求者が、同様又は類似の内容で開示請求を行ったときは、実施機関が判断できるものとする。

エ 権利の濫用に該当するかは、その判断の難易度が高く、慎重に対応する必要があるため、ア～ウにおいて、開示決定期限内の対応が困難である場合は、「開示請求に係る開示、不開示の審査及び判断の難易度が高いため、14日以内に開示決定等を行うことが困難である」ことを理由に条例第11条第2項（開示決定等の期限の延長）を適用することを検討する。

(2) 対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、全ての公文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような開示請求（上記【運用】3(2)ウ）

ア 「おおむね1年」という期間は、県の事業が通常1年単位で行われていることを考慮した上で、行政事務の停滞等を招くおそれのある大量請求に該当するか判断する目安とするものであり、条例第12条（開示決定等の期限の特例）を適用してもなお行政事務の停滞等を招くおそれがあると考えられるものである。

イ 面談、電話連絡等により、請求者に対して当該請求の必要性を確認するとともに、業務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求、対象文書の絞込みを要請するなど、適正な請求となるよう求める。

要請に応じない場合、書面により当該請求が不適正な開示請求である旨を説明し、適正な請求となるよう抽出請求や分割請求、対象文書の絞込みを目的とした補正を要請する。

ウ 書面での要請に応じない場合、条例第11条第2項（開示決定等の期限の延長）を適用し、相当の部分を44日以内に開示決定等をした上で、残りの部分について、権利の濫用として条例第5条第2項の規定により不開示決定とするものとする。

なお、条例第5条第2項（権利の濫用）の適用は、原則、宮崎県公文書開示審査会に意見を聴取した上で判断する。

第6条 開示請求の手続

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示請求の要件となる具体的な手続及び開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 開示請求は、公文書を開示するかどうかの決定（行政処分）を求める申請手続であつて、文書により事実関係を明確にしておくことが適当であることから、書面を提出して行うこととしたものである。したがって、電話又は口頭による開示請求は認められない。

また、身体の障害等により自ら開示請求書への記載が困難であると認められるときは、職員が代筆するなど適当な方法により対応するものとする。なお、外国人の開示請求も認めているが、多様な言語による開示請求への対応は実施機関の負担が過重になるため、開示請求書への記載は日本語のみとする。

(2) 「実施機関に提出して」とは、開示請求書を県民情報センター、各出先機関窓口又は他の定めにより指定された窓口に提出することをいい、請求者の利便性を考慮して、郵送、ファクシミリ、電子申請届出システム（インターネット）による提出も認めている。（ただし、公安委員会及び警察本部長は、窓口及び郵送での書面の提出のみ認めている。）

なお、本庁各課においては原則として開示請求書の受付は行わないが、請求者の利便性を考慮して本庁各課が必要と認める場合は、総合窓口と連絡の上、受け付けることができる。

(3) 「公文書を特定するために必要な事項」とは、公文書の名称又は開示を求める具体的な情報の内容等、実施機関の職員が当該記載から請求者が求める公文書を他の公文書と識別でき、特定し得る程度の記載のことをいう。

(4) 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則で定めるものをいい、具体的には、開示請求するものの連絡先、開示方法の区分、郵送による交付の希望の有無である。

2 第2項関係

(1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、公文書を特定するに足りる事項（公文書の具体的な件名又は実施機関が開

示請求に係る公文書を特定し得る程度の内容)の記載が不十分で開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。

開示請求書の記載に不備がある場合には、当該請求書の不備を補正するよう求めることができるが、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものとする。

- (2) 「相当の期間」とは、請求者が記載事項を補正するために必要と考えられる合理的な期間をいい、個々の具体的事案によって判断することとなる。
- (3) 「補正の参考となる情報」とは、補正を必要とする部分や補正を必要とする理由のほか、例えば、開示請求書の記載内容に関連する公文書名など開示請求に係る公文書の特定に必要な情報等をいう。相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても請求者が不備な部分を補正しない場合には、形式上の不備があることを理由に不開示決定することとなる。

【運用】

1 公文書の特定

開示請求書には、公文書の名称又は知りたい情報の内容が、公文書を特定できる程度に具体的に記載されている必要があるが、開示請求者は、行政側にどのような公文書が存在しているかわからないことが多いことから、実施機関はできるだけ公文書の特定に必要な参考となる情報を提供しなければならない。

対象公文書の特定に当たっては、実施機関と開示請求者が互いに協力することが重要であり、請求内容が抽象的で対象文書の特定が不十分のまま、実施機関が該当すると思われる文書を選定して開示決定等を行った場合、その文書が開示請求者の求めているものと異なっていたり、他にも対象となる文書があるはずとの理由で追加の開示決定を求める審査請求がなされる例もあることに留意する。

2 公文書の特定が不十分な開示請求の取扱い

(1) 開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求かどうかは、開示請求書に記載された「請求する公文書の内容」が、抽象的、広範囲その他の理由によりあいまいで、公文書の特定ができないものかどうかによって判断する。

(2) 面談、電話連絡等により、請求者に対して補正の参考となる情報の提供に努め、対象公文書を特定するよう要請する。

要請に応じない場合、書面により、その補正を求めるものとする。

(3) 書面での要請に応じない場合、形式上の不備があるものとして、不開示決定をするものとする。

3 存否を明らかにできない公文書に係る開示請求の取扱い

開示請求に係る公文書の存否を明らかにできない場合は、第9条の規定により開示請求を拒否することになるので、請求書を受け付ける際には、当該規定に該当する可能性がある公文書は、存在しているかどうかを答えることのないよう慎重に対応しなければならない。

4 大量請求等の取扱い

請求しようとする公文書が膨大な量に及び、かつ処理手続に多大な日数が必要となる場合には、開示請求書を受領する前に大量請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求を要請するものとする。

なお、第5条第2項の運用にあるとおり、事務を停滞させることを目的にすると認められるもの、特定部局の保有するすべての公文書を請求するもの、特定の個人を誹

謗又は威圧し攻撃することを目的とするもの等の開示請求は、権利の濫用に該当するとして拒否（不開示決定）することになるが、その際は慎重な判断が求められる。

第7条 公文書の開示義務

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求があったとき、実施機関が本条各号のいずれかに該当する不開示情報を除き、開示を義務づけられる公文書の範囲を定めたものである。
- 2 条例の基本理念は原則開示であり、不開示情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に記録されている情報に係る個人又は法人等の権利利益及び公益との調整を図ることにある。

【解釈】

- 1 「当該公文書を開示しなければならない」とは、実施機関は、原則として開示請求のあった公文書を開示する義務があり、不開示情報が記録されている場合以外は、必ず当該公文書を開示しなければならないことを明確にしたものである。なお、不開示情報とそれ以外の情報が併せて記録されている公文書については、開示できない部分とその他の部分を容易に区分して除くことができるときは、第8条（部分開示）の規定に基づき公文書の一部を開示するものとする。
また、不開示とする利益よりも開示する利益の方がより上回る場合には、本条第2号イ及び第3号ただし書ア又はイ及び第8条の2の規定により開示することもあり得る。
- 2 原則開示の基本理念の下では、不開示情報に該当するとして例外的に不開示決定を行う場合には、その妥当性を立証する責任は実施機関が負うものである。
- 3 不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行状況など事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があったたびに判断しなければならない。

【運用】

- 1 本条と公務員の守秘義務との関係
本条各号の不開示情報は、不開示とすべき情報を類型化したものであるのに対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項等による守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は趣旨及び目的を異にしている。また、本条例では公務員の守秘義務との関係について明示的な規定は設けていないが、公務員に課す守秘義務の秘密は実質秘（非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するもの）と認められるものである。（最決昭和52年12月19日刑集31巻7号1053頁、最決昭和53年5月31日刑集32巻3号457頁）。
したがって、本条各号に定める不開示情報と守秘義務が適用される秘密とは、その対象となる情報について重なる場合が多いが、当然全てが一致するわけではなく、本条各号に該当する情報が守秘義務（実質秘）の対象となる秘密に当たるか否かは、個別具体的な事案ごとに判断されるべきものである。
なお、本条例を適正に運用し、本条各号のいずれにも該当しないとして公文書を開示する場合には、職員個人の守秘義務違反は問われることはないと解される。

2 報道機関等から資料請求があった場合又は弁護士法など他の法令等の規定による照会等があった場合の取扱い

本条各号は、本条例による公文書開示請求があった場合に、開示してはならない情報を定めており、報道機関、議員等からの資料請求、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項等の規定により本条各号に該当する情報が記載された公文書の提出、閲覧等の要求をされた場合には、本条各号に該当することをもって、当該要求等の諾否の理由とすることはできない。

これら条例によらない閲覧等の要求に対しては、両者の制度が趣旨及び目的を異にし、守秘義務の対象となる秘密に該当するか否かが判断基準になるので、要求の根拠となる法令の趣旨、目的、対象公文書の内容、求めに応ずることにより生ずる支障等を総合的に勘案して、個別具体的に要求に応じるか否かを判断すべきである。

3 その他の留意点

- (1) 本条各号で用いられる「公にする」とは、秘密にせず何人も知り得る状態におくことをいい、請求の理由や利用の目的を問わず行われた開示請求に対し開示することは、何人にも同様な開示を行うことが可能であることを意味する。
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている情報が2以上の不開示情報に重複して該当する場合もあるが、ある情報を開示するときは、当該情報が本条各号のいずれの不開示情報にも該当しないことを確認する必要がある。
- (3) 実施機関が「取扱注意」又は「部外秘」扱いとしている公文書の開示請求があった場合には、実施機関内部の取扱い自体で開示・不開示を判断するのではなく、情報ごとに本条各号の不開示情報該当性を検討することとなる。
- (4) 裁判所から提出命令のあった公務文書（民事訴訟法の文書提出命令）については、公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものを除いて、一般的に文書提出義務が生ずる。文書提出義務の認められない公務秘密文書に該当するか否かについては、裁判所は監督官庁に意見を聴かなければならないこととされ、必要のある場合は、当該文書の提出を求め裁判所が公務秘密文書該当性を判断することとなっている。（民事訴訟法第220条、第223条）
- (5) 開示請求時点では未だ文書が作成されていないが、開示請求日から決定日までに作成し、又は取得した公文書で請求の対象となるものは、決定を行う余地があり、かつ請求者に有利な取扱いを図るために、対象公文書に含めることとする。なお、開示請求日から決定日までの間に廃棄日が到来した公文書については、廃棄することなく対象公文書として取り扱わなければならないことは言うまでもない。（再掲）

第7条第1号 [法令秘情報]

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

- 1 本号は、法令又は他の条例の規定により開示することができないとされている情報と本条例の関係について定めたものである。
- 2 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができるため、法令の規定により公にしてはならないとされている情報は、本条例によって開示することはできない。また、他の条例の規定により公にしてはならないとされている情報については、本条例と他の条例が一般法と特別法の関係になるものであるため、当該他の条例が優先され、本条例によって開示することはできない。

【解釈】

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。
- 2 「法令又は他の条例の定めるところ」とは、法令等の具体的な委任に基づき定められた規則等の規定を含む。また、法令等の規定を根拠として、権限を有する者から公にしてはならないとの明確な指示があり、かつ、その指示に法的拘束力がある場合には、当該指示も含まれる。
- 3 「明らかに公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で公にしてはならないことが具体的に明示されている情報及び法令等の趣旨、目的等からみて明らかに公にすることができないと認められる情報をいう。

なお、本号に該当する情報の例を整理すると、次のとおりである。

- (1) 明文の規定により公にすることが禁止されている情報
- (2) 他目的使用が禁止されている情報
- (3) 地方税法等の個別法により具体的に守秘義務が課されている情報
- (4) 手続の公開が禁止されている情報
- (5) 法定受託事務に関して、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公にしてはならないとされている情報
- (6) その他法令又は他の条例の規定の趣旨、目的等からみて明らかに公にすることができないと認められる情報

【運用】

著作物の取扱いについて

著作権法（昭和45年法律第48号）による著作権の対象となる公文書については、同法に規定する公表権（第18条）及び複製権（第21条）に基づき、開示を制限される法令秘情報が記録された公文書として取り扱われてきたが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）により著作権法が改正され（平成13年4月1日施行）、条例による開示をする場合には、開示するために必要と認められる限度において著作物を利用することができることとされたので、写しの交付が可能となっている。（著作権法第18条第3項第2号、同条第4項、第42条の2）

【本号に該当すると考えられる情報の具体例】

- (1) 他目的使用が禁止されている情報
 - ・ 調査票情報（統計法（平成19年法律第53号）第40条）
- (2) 個別法により具体的に守秘義務が課されている情報
 - ・ 地方税に係る調査事務に関して知り得た秘密（県税申告書等収入額、所得額、税額等）（地方税法(昭和25年法律第226号)第22条)
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密又は精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第53条）
 - ・ 診療録又は助産録の検査に関して知り得た医師、歯科医師又は助産師の業務上の秘密又は個人の秘密（医療法(昭和23年法律第205号)第86条）
 - ・ 感染症の患者であるかどうかに関する健康診断、感染症の治療に際して知り得た人の秘密又は職務の執行に関して知り得た人の秘密（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第73条）
- (3) 手続の公開が禁止されている情報
 - ・ 建設工事紛争審査会の調停、仲裁記録（建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の22）
 - ・ 調停委員会議事録及び調停期日調書（公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第37条）

第7条第2号〔個人に関する情報〕

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

エ 当該個人が県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合において、当該情報が県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に係る情報であるときは、当該情報（公務員等職務遂行情報を除く。）のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分（公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）

【趣旨】

- 1 本号は、第3条後段で「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とされていることを受けて、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は不開示とすることを定めたものである。
- 2 個人のプライバシー概念は抽象的であり、その具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり類型化することは困難であることから、本号では個人に関する情報を、特定の個人が識別され又は識別され得る情報及び個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報とし、不開示とすることを定めたものである。（個人識別型）
- 3 本号ただし書は、個人に関する情報であっても、個人の利益保護の観点から不開示

とする必要のない情報、公益上の必要性から開示することが認められる情報、公務員等の職務遂行に関する情報などについては、例外的に開示することとしたものである。

【解釈】

1 本号本文関係

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、電話番号、写真、筆跡、職歴、成績、親族関係、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれ、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれ、具体的には、次のような情報をいう。なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

ア 思想、信条、信教等個人の内心に関するもの

イ 健康状態、病歴、障害の状況、体力等個人の心身の状況に関するもの

ウ 家族状況、婚姻歴、生活記録等個人の家庭、生活関係に関するもの

エ 職業、学歴、資格、賞罰、成績、所属団体、犯罪歴等個人の経歴又は社会的活動に関するもの

オ 財産、収入等個人の資産・収入状況に関するもの

カ その他趣味、嗜好等個人に関するもの

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、その性質上、法人の事業活動情報と同様の性格を有するものであり、本条第3号で判断することとしたので、本号の個人情報からは除外している。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業とは直接関わりのない情報（事業活動と区別される財産、所得等の個人に関するもの、家族状況等）は、本号で判断することとなる。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

- (3) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の全体をいう。
- (4) 「その他の記述等」とは、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。なお、氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができる場合もあることに留意する。
- (5) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報自体では特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。
- なお、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には「他の情報」には含まれないと解されており、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要である。
- (6) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報から特定の個人を識

別させる情報がない情報、又は特定の個人を識別させる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。このような情報は、条例第3条で「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している趣旨に鑑み、不開示とするのものである。

「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報は、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報

(例) 匿名の作文、カルテや反省文のような個人の人格と密接に関係する情報

イ 特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報

(例) 未発表の研究論文や研究計画の情報

なお、未公表の著作物の取扱いについては留意が必要であり、第13条第1項に定める第三者に対する意見照会を行うことなどが必要である。(著作権法第18条第3項)

2 本号ただし書関係

(1) 「ただし書ア」について

ア 「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公にすることが定められている規定に限られ、閲覧等が利害関係人に限られているもの、あるいは請求の目的等により閲覧が制限される場合等の規定であれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として公にされ」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされ又は公にすることが予定されていることをいう。

これは、当該情報が現に一般人が知り得る状態に置かれていればよく、現に広く一般に知られている事実である必要はない。また、過去に公にされたものであっても相当期間の経過により、開示請求時点では公にされているとは判断できない場合があることに留意する必要がある。

ウ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。

エ 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」としては、次のようなものがある。

- ・ 実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- ・ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- ・ 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報

(2) 「ただし書イ」について

ア 人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務であり、個人情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要があると認められるものは、当該情報を開示しなければな

らないとするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

イ ただし書の該当性は、情報を公にすることにより保護される利益と公にしないことにより保護される利益を慎重に比較衡量して判断する必要がある。

なお、ただし書イに該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第13条第2項及び第3項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならない。

(3) 「ただし書ウ」について

ア 公務員等の職務の遂行に関する情報について、県民に説明する責務を全うするという観点から（条例第1条）、公務員等の職及び氏名、職務遂行の内容に係る情報を開示することを規定したものである。なお、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の役員及び職員については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、公務員と同様の取扱いがなされているため、また、宮崎県道路公社（以下「公社」という。）の役員及び職員については、公社が実施機関となっていることから、この規定の対象にしたものである。

イ 「公務員等」とは、次に該当する者である。

(ア) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する全ての国家公務員

※ 一般職、特別職、常勤、非常勤の別を問わない。ただし、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員は身分は国家公務員であるが、下記の独立行政法人等の役員及び職員に該当するため、条例上は除外する。

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員

※ 中間目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人、独立行政法人情報公開法の対象となる認可法人、特殊法人、特殊会社、国立大学法人等をいう。

(ウ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する全ての地方公務員（一般職、特別職、常勤、非常勤の別を問わない。）

(エ) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員

(オ) 公社の役員及び職員

※ 公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定の適用を受ける。

ウ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等が行政機関や対象法人等の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるときをいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。

また、本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の給料の額、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない。

エ 「当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、

当該警察職員の氏名を除く。」とは、公共の安全と秩序を維持するという警察業務の特殊性を考慮し、警察職員が職務を遂行するに当たって支障を生ずることのないよう、知事が別に定める職にある警察職員の氏名は不開示とするものである。

知事が別に定める職は、「宮崎県情報公開条例第7条第2号ウの知事が別に定める職に関する規則（平成13年宮崎県規則第72号）」において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」とされており、これらに該当する警察職員の氏名は、本ただし書により開示される情報から除かれ、不開示となる。

オ 「公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある」とは、当該公務員が担当する職務内容等により、公にすると、当該公務員の私生活が脅かされるおそれがある場合等をいう。

カ 公務員等の職務遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には開示することができないことに留意する必要がある。

(4) 「ただし書エ」について

ア 県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に関する透明性を確保するために設けられた規定であり、個人情報のうち、当該個人が県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合であって、かつ、当該情報が県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分を原則として開示するものである。

（当該個人が公務員等である場合には、これらの情報は、ただし書ウにより開示される。）

イ 「県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に係る情報」とは、当該個人に県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は公社が食糧費、交際費等の支出を行い、それに伴い支出に関して作成し、又は取得した公文書（例：支出負担行為書、支出調書、請求書、出席者名簿等）に記録された情報をいう。また、委託契約や各種補助金等の交付の相手方である場合に、それに伴い作成又は取得した公文書に記録された情報も含まれる。

ウ 「当該支出の内容」とは、支出金額、支出内容、支出年月日、支出目的、支出の場所等支出に関する全ての情報をいう。

エ 「公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、開示することによる利益（公益）と不開示とすることにより保護される個人の権利利益を比較衡量して判断すべきものであるが、一般的には個人の健康状態、病歴等の情報や特定の個人に係る扶助費等に関する情報はこれに該当する可能性が高い。

また、次のような場合も考えられるが該当の当否については、本条例の趣旨に十分配慮して、特に慎重に判断する必要がある。

- ・ 当該個人の生命、身体に危害が及ぶおそれがある場合
- ・ 当該個人に対する差別やべっ視を誘発するおそれがある場合
- ・ 当該個人に対する誹ぼう中傷に利用されるおそれがある場合

【運用】

1 本人からの開示請求の取扱い

本条例による開示請求制度は、何人も請求の目的如何を問わずに請求できることか

ら、本人に関する情報の開示請求であっても、開示請求者が誰であるかは考慮されず、当該本人に関する部分が本号の個人情報に該当する限り、不開示となるものである。

このことは、本条例の制度では、当該本人に関する情報の開示ができないということであり、本人が記載し、又は作成した公文書であって、本人に明らかにしても支障がないと判断されるものについて、任意の情報提供を禁止する趣旨ではない。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）では、本人からの自己情報の開示請求が認められており、請求があった場合は原則開示となることに留意しながら、請求者の請求の趣旨、内容等を十分に確認し、どちらの条例で請求した方が請求者の目的に合致するのかを確認する必要がある。

- 2 法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、その者の個人情報であっても専ら法人等に関する情報として捉えなければならない。（平成15年11月11日最高裁判決）

したがって、個人情報であっても、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報（例：入札に参加した代理人氏名）は、本号の不開示情報には当たらず、第3号の法人等情報に該当するか否かを判断すべきである。

【本号本文に該当すると考えられる情報の具体例】

- (1) 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関するもの
 - ・ 意識調査の調査票（ニーズ調査）
 - ・ 宗教法人の信者名簿
 - ・ 図書等閲覧申込カード
 - ・ 個人相談記録
- (2) 健康状態、病歴、障害の状況、体力等個人の心身の状況に関するもの
 - ・ 健康診断書、医師の診療録
 - ・ 児童体力記録簿
 - ・ 身体障害者手帳交付申請書
 - ・ 精神衛生相談記録
- (3) 家族状況、婚姻歴、生活記録等個人の家庭、生活関係に関するもの
 - ・ 生活保護決定調書
 - ・ 戸籍謄本、抄本
 - ・ 外国人登録原票写し
 - ・ 生活相談記録
 - ・ 扶養親族簿
- (4) 職業、学歴、資格、賞罰、成績、所属団体、犯罪歴等個人の経歴又は社会的活動に関するもの
 - ・ 履歴書、身分証明書
 - ・ 学業成績、各種試験成績
 - ・ 刑罰等調書
- (5) 財産、収入等個人の資産・収入状況に関するもの
 - ・ 預金残高証明書
 - ・ 所得証明書、給与支給調書
 - ・ 納税証明書
 - ・ 固定資産評価書
 - ・ 取引先金融機関名、預金種目、口座番号、口座名義人等（前渡金受領職員の通帳に係るものは開示）

【本号ただし書に該当すると考えられる情報の具体例】

- (1) ただし書アに該当する情報
 - ・ 法人役員名簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条等）
 - ・ 不動産登記簿（不動産登記法（平成16年法律第123号）第121条）
 - ・ 登録事項等証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条）
 - ・ 個人の専用住宅に係る建築確認申請書のうち、建築計画概要書で閲覧することができる情報
 - ・ 被表彰者名簿、審議会等委員名簿
 - ・ 公的な講習会（内部研修でない）における講師の氏名

- (2) ただし書イに該当する情報
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域内の行政許可申請書にある申請者の氏名及び住所
 - ・ 河川占用許可申請書のうち、人の生命、財産等を保護するために開示する必要がある情報
- (3) ただし書ウに該当する情報
 - ・ 会議等の復命書
 - ・ 旅行命令書及び旅費請求書（住所、号級部分は除く）
 - ・ 社会教育主事資格取得年月日、職務歴
- (4) ただし書エに該当する情報
 - ・ 支出負担行為書、支出調書、請求書
 - ・ セミナー等の講師名、参加者名簿
 - ・ 各種懇談会等への出席者名簿
 - ・ 懇談、贈答、香典、献花の相手方名

第7条第2号の2 [行政機関等匿名加工情報等]

(2)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報保護法で規定する行政機関等匿名加工情報又はその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号について、個人情報保護法で提供の仕組み等が決められた情報であることから、不開示とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「行政機関等匿名加工情報」とは、実施機関が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、復元できないようにした情報をいう。匿名加工情報取得事業者に対して、個人情報保護法第45条で定める識別行為（当該匿名加工情報の作成に用いたれた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合すること等）の禁止等、取扱者としての規律が課されており、また、取扱提案者は適切な情報の取扱いを確保できる者に限定されている。そのため、何人も請求することができる公文書開示請求において公開可能とすると、個人情報保護法がその取扱者を限定した趣旨を害し、匿名加工情報の取扱いに対する信頼を損なうおそれがあることから、不開示としたものである。
- 2 「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた…同条第2項に規定する個人識別符号」とは、行政機関等匿名加工情報を作成する際に、実施機関が保有する個人情報から削除した氏名、生年月日、住所、電話番号、役職名、旅券番号、個人番号等をいう。行政機関等匿名加工情報を取得した者が、公文書開示請求にて本条第7条第2号に該当しない当該情報を取得できるとすると、それらを組み合わせることで個人を識別できる情報が復元できる可能性がないとは言い切れず、個人情報保護法が行政機関等匿名加工情報の取得者による識別行為を禁止している趣旨を害するおそれがあることから、不開示としたものである。

第7条第3号〔法人等に関する情報〕

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（次号において「法人等情報」という。）であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該法人等又は当該個人が県との契約の相手方である場合において、当該情報が県の支出に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該法人等又は当該個人の名称又は氏名、事務所等の所在地又は住所及び当該支出の内容並びに法人等にあつては、その代表者の氏名に係る部分

【趣旨】

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動は、社会的に及ぼす影響が大きく社会的責任も求められていることから、公益上の必要から公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することを定めたものである。

【解釈】

- 1 本号による不開示情報は、次の2点から成り立っている。
 - (1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること。
 - (2) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること。
- 2 「法人」とは、営利法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他公益法人など民法その他法律により設立された法人をいう。「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等の権利能力なき社団のみならず、団体の代表者や規約が定められ、外形的に団体とみなされるものをいう。

なお、「法人その他の団体」から「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社」を除外したのは、公文書に含まれる法人等情報と国又は地方公共団体等の行政に関する情報は、その内容及び性格が異なるため、本条第6号又は第7号で判断するという不開示情報の類型化の問題である。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業の内容、事業所の所在地、事業用資産や事業所得の状況等営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

なお、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家族状況、事業活動と区別される財産、所得等の状況）は、第2号の個人情報で判断することとなる。

5 「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは次のような情報が考えられる。

(1) 競争上の地位を害するおそれがあるもの

生産技術上又は販売・営業上のノウハウなど開示することにより法人等又は事業を営む個人が競争上の不利益を被るおそれがあるもの（公正な競争秩序を維持するために社会通念上秘匿すべきもの）

(2) 事業運営上の地位を害するおそれがあるもの

経営方針、経理、人事等内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの

(3) その他正当な利益を害するおそれがあるもの

開示することにより、法人等又は事業を営む個人の財産権、信教の自由、集会・結社・表現の自由など当該法人又は個人の有する憲法上の権利、法律上の権利のほか名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等を損うおそれがあるもの

6 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

また、その判断が困難なものについては、第13条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。

7 ただし書アについて

ただし書アは、公害、薬害、欠陥商品等事業者の事業活動に起因して、現に発生している人の生命又は健康に対する危険や損害が拡大したり再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率がきわめて高いこれらの危険や損害を未然に防止するために、必要な情報を開示するというものである。この場合、当該事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

8 ただし書イについて

ただし書イは、違法又は著しく不当な事業活動に起因して、現に発生している人の生活や財産に対する支障が拡大したり再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率がきわめて高いこれらの支障を未然に防止するために必要な情報を開示するというものである。

「違法又は著しく不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動のほか、法令等に違反しているとはいえないが社会通念に照らし違法性が強く、かつ著しく妥当性を欠く事業活動をいう。また、「人の生活」とは、消費生活、経済生活等全ての個人の生活をいい、法人の財産及び事業活動は含まない。

9 ただし書ウについて

ただし書ウは、県との契約に係る支出の相手方である法人等又は事業を営む個人の名称、事務所等の所在地、支出内容、法人等にあつては代表者の氏名といった情報については、県の支出に関する透明性を高めるため、開示請求を受けた場合は、義務的

に開示しなければならないとしたものである。

- (1) 「県との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において県と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。
- (2) 「県の支出に係る情報」とは、法人等又は事業を営む個人と県との契約に基づき、県の支出を伴い、支出に関して作成し、又は取得した公文書（例：契約書、支出負担行為書、支出調書、請求書、補助金交付申請書等）に記録された情報をいう。
- (3) 「当該支出の内容」とは、支出金額、支出内容、支出年月日、支出目的、支出の場所等支出に関する全ての情報をいう。

【運用】

- 1 法人等情報の該当性の判断に関して、県の出資団体のうち実施機関が指定した法人は、条例第24条の2の規定により自主的な情報公開に努めることになっており、独自に情報公開に関する要綱等を制定し運用していることから、当該出資法人の「害するおそれ」の判断にあたっては、商法上の営利法人等との設立形態や性格、位置づけ等の違いを考慮し、当該出資法人の公共性を踏まえた判断をしなければならない。
また、県の公の施設を管理する指定管理者についても、条例第24条の3の規定により当該出資法人と同様の規定が設けられていることから、同様な判断が求められることに留意する必要がある。
- 2 法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、その者の個人情報であっても専ら法人等に関する情報として捉えなければならない。（平成15年11月11日最高裁判決）
したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、第2号（個人情報）の不開示情報ではなく、本号本文の法人等情報に該当するか否かで判断すべきである。このような情報には、例えば法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等や入札に参加した代理人に関する情報等が含まれると解するのが相当である。
- 3 本ただし書及びイ該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、ただし書に該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第13条第2項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならない。

【本号本文に該当すると考えられる情報の具体例】

- (1) 生産、技術等に関する情報
 - ・ 製造、加工施設等の仕様書、設計書
 - ・ 生産設備、機器の種類、名称、型式、性能等の記録
 - ・ 製造、加工等に係る開発技法、生産管理技術の記録
 - ・ 製品、原材料等の測定、分析、試験結果等
- (2) 販売、営業等に関する情報
 - ・ 顧客名簿、取引内容の記録
 - ・ 販売計画、営業計画、取引先名簿
 - ・ 設備投資計画、製造原価計算書
- (3) 経理、財産等に関する情報
 - ・ 借入、貸付金等の資金計画、銀行取引等に関する情報
 - ・ 内部監査、検査等の報告書
 - ・ 企業診断結果報告書
 - ・ 固定資産評価書、納税証明書
- (4) 人事、労務管理等に関する情報
 - ・ 賃金体系表
 - ・ 労使交渉の記録

【本号本文に該当しないと考えられる情報の具体例】

- (1) 法人等又は事業を営む個人が、多数の顧客に交付することにより、広く知れ渡ることを容認していると考えられる情報（請求書等に印刷されているようなもの）
 - ・ 飲食業者等が顧客に交付した請求書等に記載された代金の振込先金融機関名、口座番号等
 - ・ 法人等の印影に関して、通常広く一般に知れ渡らないように管理されている法人の登録印（実印）及び銀行印以外の印影
- (2) 法令等の規定により何人も閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報
 - ・ 建設業の許可申請書
- (3) 県が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（従来から慣行上公表してきた情報や、公表することについて明示的又は黙示的に法人等又は事業を営む個人の同意のある情報を含む）
- (4) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報
 - ・ 株式会社の決算報告書の要旨
 - ・ 求人案内等により公表されている労働条件
 - ・ 企業パンフレット等により公表されている営業実績
- (5) 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの
- (6) 法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報であってノウハウ等を除いたもの
 - ・ 開発行為許可申請書
- (7) 補助金等の公金の支出に関する情報であって、ノウハウ等を除いたもの
 - ・ 補助金交付申請書
 - ・ 貸付申請書

【本号ただし書に該当すると考えられる情報の具体例】

- ・ 薬品の性質、副作用が記録された文書
- ・ 食中毒発生施設と事件の概要が記録された文書
- ・ 貸金業者行政処分通知書
- ・ 苦情食品連絡票のうち、人の健康等を保護するために開示する必要がある情報
- ・ 宅地建物取引業者に対する行政処分に係る文書等のうち、人の財産等を保護するために開示する必要がある情報

第7条第4号 [任意に提供された情報]

(4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された法人等情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、前号ア又はイに掲げる情報を除く。

【趣旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下で任意に提供された情報は、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

【解釈】

- 1 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関の報告徴収権限の有無にかかわらず、実施機関が権限を行使せず任意に提供を求めた場合をいい、原則として、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。
- 2 「公にしないとの条件」とは、実施機関と任意提供する法人等の間で、本条例に基づく開示請求に対して開示しないこと及び第三者に対して当該情報を提供しないとの合意をいい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件もこれに含まれる。
また、実施機関が当該条件を受け入れた上で当該情報を受領していることが必要であり、情報提供された後に公にしない取扱いを要求されたような場合は該当しない。
なお「条件」は、実施機関側又は提供する側のいずれからの申し入れであるかを問わず、当該条件が契約書等により明文化されていることは要しない。
- 3 「任意に提供された」とは、法的根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された場合をいい、提供義務がある場合は含まれない。
- 4 「通例として公にしない」とは、当該法人等又は事業を営む個人が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことが客観的に認められる場合をいう。
- 5 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する趣旨である。
- 6 ただし書は、第3号本文に該当する情報の取扱いと同様に、本号本文に該当する情報であっても、第3号ただし書ア又はイに掲げる情報に該当するものについては、公益上の必要性から、開示することとしたものである。

【運用】

公にしないとの条件で任意に提供された情報を実施機関が一方的に開示すれば、将来の協力が得られなくなり事務事業に支障を生ずるおそれがあるにとどまらず、契約違反又は信義則違反による損害賠償責任を追及されることにもなり得るので、本号本文に該当するか否かの判断に当たっては、必要に応じて、第13条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を与え、慎重な検討を行うものとする。

なお、開示請求に係る公文書に記録された情報が本号ただし書に該当するとして当該公文書を開示しようとするときは、第13条第2項の規定により、意見書提出の機会を与えなくてはならないので、留意する必要がある。

第7条第5号 [犯罪の予防等に関する情報]

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

- 1 本号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことのないよう、不開示とする犯罪の予防等情報の要件を定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。
- 2 また、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次判断を尊重することにしてしている。このため、本号でいう実施機関は、刑事法の執行を中心として公共の安全と秩序の維持にあたっている公安委員会及び警察本部長を念頭に置いているものである。

【解釈】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、本号でいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見し、収集し又は保全することをいう。
- 5 「公訴」とは、検察官が刑事裁判で刑の適用を求めることをいい、「公訴の維持」とは、公訴目的を達成するため、終局裁判を得るまでに検察官が行う公判廷における主張、立証、公判準備等の活動をいう。
- 6 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

保護観察、拘留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより、保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は本号に該当する。

- 7 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量

殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・拘留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれがない行政警察活動に関する情報については本号ではなく、第7号の事務事業に係る業務に関する情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- 8 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当と考えられることから、このように規定しているものである。

【本号に該当すると考えられる情報の具体例】

- (1) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより当該情報収集活動に支障を生じるおそれがあるもの
- (3) 公にすることにより犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- (4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- (5) 犯罪の予防・鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報で、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報で、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (8) 被疑者・被告人の留置・拘留に関する情報で、公にすることにより被留置者の逃亡等を誘発するなど留置・拘留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

第7条第6号 [審議、検討等に関する情報]

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

【趣旨】

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議に関する情報について、不開示情報としての要件を定めるものであり、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように未成熟な情報がそのまま開示されると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、県民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるので、これらを防止する必要があることから、不開示とする情報を示したものである。

しかしながら、審議、検討又は協議における意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県政の県民に対する説明責務を全うするために、公にすることによる支障等については、本号に照らして客観的かつ具体的に判断すべきことはいうまでもない。

【解釈】

- 1 本号は、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであり、本号の適用にあたっては慎重な判断が必要である。
- 2 「県の機関」とは、県の全ての機関をいい、議会、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）及びこれらの補助機関（職員）のほか執行機関の附属機関も含まれる。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等の事務又は事業の意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策などの選択肢に関する自由討論のようなものから、一定の責任者段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会などにおける審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討及び協議に関連して作成又は取得された情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められる」とは、公にすることで、外部からの圧力や干渉などの影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることを、当該情報を取り巻く客観情勢等から実施機関が具体的に挙証できることを意味する。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公にされると、発言者やその家族に対して危害が及ぶことが事前に相当程度の蓋然性をもって予測され得るような場合には、他の不開示情報に該当する可能性もあるが、本規定にも該当すると考えられる。

また、利害の絡む政策に関し、現に利害関係者等からの圧力がかけられているような状況が認められる場合において、実施機関内部の当該政策の検討がまだ十分でないにもかかわらず、当該情報が公になることにより、当該政策の形成に不当な影響が及び、ないしは不当な影響を受けることが確実であると認められるような場合も本規定に該当すると考えられる。

本規定は「適正な意思決定手続の確保」を保護法益とするものであり、本規定の適用に当たっては、審議、検討等の内容を公にする公益性を考慮してもなお適正な意思

決定手続の確保に看過し得ないほどの支障が生ずることが要件となる。

- 5 「不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、県民の間にあたかも確定情報であるかのような誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせることが認められることを、当該情報を取り巻く客観情勢等から実施機関が具体的に挙証できることを意味する。例えば、行政による特定の物資についての取引規制が検討されている段階で、その情報が公にされ、買占め、売惜しみ等の混乱が生じる場合等が考えられる。
- 6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、結果として投機的な行為が惹起され、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすことを、当該情報を取り巻く客観情勢等から実施機関が具体的に挙証できることを意味する。例えば、公共施設等の建設計画に関する情報が公にされ、土地投機が行われ地価が高騰し、請求者など特定の者が不当な利益を得たりする場合や、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする場合等が考えられる。
- 7 4～6における「不当に」とは、意思決定前の審議、検討等の段階における意思形成過程の情報を公にする公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味し、予想される支障が「不当か」どうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量した上で判断しなければならない。

【運用】

- 1 一般的に、審議、検討等に関する情報は、意思決定後には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合（具体的支障）は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提に次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合もあり、このような場合には、意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。
また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えることが認められる場合には本号に該当し得る。
- 2 審議、検討等に関する情報のうち、客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録した調査データ等は、一般的に本号に該当する可能性が低い。

第7条第7号〔事務又は事業に関する情報〕

- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるものに該当するもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの
 - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの
 - カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

【趣旨】

- 1 本号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化して、それぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。本号に該当する情報を開示すれば、特定の者に利益を与え、又は県民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は県民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。
- 2 本号と第6号の違いは、本号が事務又は事業の遂行に関する情報であるのに対し、第6号は内部的な審議、検討等に関する情報であるというところである。

【解釈】

- 1 本号は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすと考えられる典型的なものをアからオまで例示的に掲げ、これら以外の支障について、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」として包括的に規定している。
- 2 本号アについて
 - (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいい、「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
 - (2) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
 - (3) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
 - (4) 「租税」には、国税及び地方税があるが、「賦課」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地

方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。

- (5) 「正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの」とは、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は事業等における法令違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に隠蔽をするなどのおそれがあると客観情勢等から具体的に挙証できることを意味する。これは、正確な事実を把握し、その事実に基づく適正な評価、判断、決定等を確保する趣旨である。

3 本号イについて

- (1) 「契約」とは、契約書の作成の有無を問わず、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が対等の立場において、相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために、協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの」とは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が一方の当事者となる上記(1)～(3)の事務又は事業において、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害すると認められることが当該情報を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できることを意味する。これは、このような事務又は事業は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する趣旨である。

4 本号ウについて

- (1) 「調査研究」とは、調査研究機関等において行われる調査、研究、試験等をいい、取締りに係る調査は本号アに該当し、契約の前提となる調査は本号イに、また審議、検討又は協議に関連して行われる調査は本条第6号に該当するものである。
- (2) 「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの」とは、例えば、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれや、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害すると認められることが当該情報を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できることを意味する。
- これは、実施機関の調査研究の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるので、成果を上げるために従事する職員がその発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにする趣旨である。

5 本号エについて

- (1) 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。
- (2) 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」とは、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められることが当該情報を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できることを意味する。これは、人事管理に係る事務について、組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を確保する趣旨である。

6 本号オについて

- (1) 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社」とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号の行政執行法人、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人等及び宮崎県道路公社をいう。

これら団体等を本条第3号の法人等情報に含めない趣旨は、地方公営企業及び行政執行法人等を地方公共団体及び国が経営していることから、一般企業と異なり、その公共性を踏まえた判断が必要なためである。

- (2) 「その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの」とは、企業経営という事業の性質上、本条第3号の法人等情報と同様の考え方でその正当な利益を保護する必要があり、これを害すると認められる場合には不開示とするものである。

なお、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、開示の範囲は第3号の法人等情報で保護する範囲より狭くなる場合があり得る。

7 本号カについて

- (1) 「その他当該事務又は事業の性質上」とは、本号に例示された事務事業のほか、県の機関等が行う全ての事務又は事業の本質的な性格、目的、その目的達成のための手法などに照らして、公にすることによりその適正な遂行に支障が生じるかどうかを判断するという趣旨であり、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も含まれる。

- (2) 「適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」とは、本号該当性の判断に当たっては、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性について客観的に判断する必要があること、事務又は事業がその根拠となる規定、趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、さらにその実質的な支障が「認められる」ことを実施機関が具体的に挙証できることが求められる。

第8条 部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報（条例第7条各号）が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うべきこと及びその場合における不開示とする範囲について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

公文書の開示請求に対して、当該公文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該公文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。

(1) 「容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分し、不開示情報が記録されている部分を除くことが、公文書を損傷することなく、かつ、過度の時間と費用を要せずに行うことができることをいうが、電磁的記録の場合のように、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を区分することが容易でも、両者を分離することが技術的に困難な場合もあり得る。

また、「区分」とは不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除くことを意味する。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報を除いた残りの部分が、情報としての意味をなさない文字、数字、符号等の羅列であると客観的に認められる場合等をいう。

また、「有意の情報」の判断に当たっては、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、請求者の意図によらず客観的に決めるべきものである。

2 第2項関係

特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その

全体が一つの不開示情報を構成するものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例を定めたものである。

- (1) 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいい、個人識別性のある部分を除いたとしても、それ以外の個人識別性のない部分を開示することが、個人の権利利益を害することがあり得る場合には不開示にすべきである。

具体的には、カルテや反省文のような個人の人格と密接に関係するもの、個人の未発表の研究論文などは、個人識別性がない場合であっても、開示することにはならないと考えられる。

- (2) 「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた部分は、第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。

したがって、この場合には、個人を識別させる部分を除いた部分については、同号以外の不開示条項に該当しない限り開示しなければならない。

【運用】

電磁的記録の部分開示について

電磁的記録の開示の実施方法については第14条で規定しているが、電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付により開示を実施する場合における部分開示の方法は、文書、図画又は写真の場合に準じて行うものとする。

第8条の2 公益上の理由による裁量的開示

第8条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合に、実施機関の判断によって、裁量的に当該公文書を開示する余地を与えたものである。

【解釈】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報ではあるが、実施機関の高度な行政的判断により、公にすることによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。
- 2 第7条第1号の法令秘情報については、法令等で公にすることが禁じられたものであり、裁量的開示の余地はないことから、原則として、当該規定の対象からは除外される。

【運用】

- 1 本条は、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示するものであるから、適用に当たっては、不開示情報の規定により保護される権利利益と開示により保護される公益を比較検討し、慎重に判断する必要がある。
- 2 第3条で「実施機関は、・・・個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定されていることから、個人に関する情報について本条を適用する場合には、この規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に開示することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。
- 3 本条により実施機関以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第13条第2項の規定により第三者に対する意見書提出の機会を付与しなければならない。

第9条 公文書の存否に関する情報

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、存否を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものである。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書が存在している場合は開示か不開示かを回答し、存在していない場合は保有していない旨を回答することが原則である。

しかしながら、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示するのと同様に個人や法人の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障が生じることがある。

そこで、本条は、公文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合を例外的に定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合として、例えば、特定の個人の入院歴の有無を調査するために入院時のカルテを開示請求された場合において、入院した事実があれば不開示、なければ不存在の決定をすることになると、当該カルテの内容を明らかにしなくても、入院歴（個人に関する情報）の有無が判明してしまうような場合がこれに該当する。

また、探索的な開示請求がなされた場合には、例えば、特定企業の特定の技術開発に関する情報（第7条第3号）、特定の分野に限定した試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）等、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報に該当する情報を開示することとなる場合があり得る。

- 2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

【運用】

- 1 本条は、開示請求に対する応答について例外的取扱いを定めるものであり、本条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。

本条の規定により開示請求を拒否するときは、第10条第2項の規定による開示をしない旨の決定（行政処分）を行うこととなり、理由の提示が必要となる。

提示すべき理由の程度としては、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることによって、どのような不開示情報を開示することになるのか、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものでなければならない。

- 2 実施機関の職員は、開示請求の受け付けの段階でこの規定を適用する可能性があるような請求の相談を受けた場合には、本条の趣旨に鑑み、その場で公文書の存否を明らかにしないよう留意する必要がある。

【本条に該当すると考えられる情報の具体例】

- 1 特定の個人の病歴や生活保護に関する情報（第7条第2号）
 - ・ 特定個人に係る県立病院の診療録など特定個人の病歴に関する情報が記録された公文書の開示請求をされた場合、存否を回答することで特定個人が病院に通院等していたことが明らかになる。
 - ・ 特定個人の生活保護に関する情報が記載された生活保護台帳の開示請求をされた場合、存否を回答することで特定個人が生活保護を受けていることが明らかになる。
- 2 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）
 - ・ 特定企業の特定の先端技術に関する設備計画が記録された公文書の開示請求をされた場合、存否を回答することで特定企業の戦略が知られ、競争上の地位を侵害するおそれがある。
- 3 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第5号）
 - ・ 犯罪の内偵捜査のうち特定事項に関する情報が記録された公文書の開示請求をされた場合、存否を回答することで当該文書等の存在を知られ、捜査の事実が分かり被疑者等が逃亡や証拠隠滅を図ったりするおそれがある。
- 4 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）
- 5 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）
 - ・ 記述式の試験問題のうち、特定の設問が記録された部分の開示請求をされた場合、存否を回答することで当該設問がないことを知らせてしまうおそれがある。

第10条 開示請求に対する措置

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった日に当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、同日に当該公文書の開示を実施するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及びその手続について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するとき」とは、開示請求に係る公文書を全て開示する旨の決定（全部開示決定）と、開示請求に係る公文書のうち一部分について開示し、その他の部分については開示しない旨の決定（部分開示決定）をいう。「その旨の決定」の内容としては、全部開示か部分開示かの別（部分開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）を明らかにして行わなければならない。

(2) 「その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則で定める様式により、開示を実施する期間、場所、不開示とする理由等を記載して通知することをいい、実施機関の決定は行政処分であるので書面によりとしたものであって、公文書の開示請求を書面により提出させることとした第6条の規定と同様の趣旨である。

なお、「開示を実施する期間」は、開示を実施する指定期間を表すものであり、期間の初日以後であれば、開示を認めるものである。ただし、この期間も無制限ではなく、原則として1か月間とする。

(3) ただし書は、他の法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている公文書又はこれまでの開示請求でも全部開示決定を行っている公文書など、開示請求に係る公文書を開示請求日に全部開示決定し、かつ同日に当該公文書の開示を行うことができるときは、書面でなく口頭で通知することができることを定めたものである。

これは、すでに実施機関において全部開示できると判断している公文書等を開示請求された場合には、速やかに開示することが県民サービスの向上にもつながることから、事務手続の簡素化を図るために設けられた規定である。

2 第2項関係

「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る公文書について、その全てを開示しない場合（不開示決定）であるが、具体的には、次のとおりである。

ア 開示請求に係る公文書の全部に不開示情報が記録されているため、その全てを不

開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合及び不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に有意の情報が記録されていない場合を含む。）

- イ 第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合
- ウ 開示請求に係る公文書を当該実施機関が保有していない場合又は開示請求に係る公文書が条例第2条第2項各号（本条例の適用対象となる公文書から除かれるもの）に該当する場合
- エ 開示請求に係る公文書が条例第26条の2（適用除外）に該当する場合
- オ 開示請求書に条例第6条第1項に規定する必要事項が記載されていない又は対象公文書の特定が不十分等の形式的な不備があり、補正を求めたにもかかわらず、補正に応じない場合（ただし、公文書の特定に必要な情報は提供する必要がある。）
- カ 開示請求権の濫用（条例第5条第2項）があった場合（業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求であって、実施機関からの抽出請求等の要請に応じない場合は、開示請求のあった日から44日以内に開示決定等を行う相当の部分は除く。）

【運用】

- 1 部分開示決定及び不開示決定の行政処分を行う場合には、宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号）第8条の規定により、通知書では当該決定の理由を記さなければならないが、開示しない理由の提示は、単に不開示条項を示すだけでは足りず、請求者が不開示理由を明確に認識しうるものであることが必要と解されている。
また、開示請求に係る公文書に複数の不開示情報が記録されている場合や一の情報が複数の不開示条項に該当する場合には、それぞれについての理由を提示する必要があるが、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれの理由を個別に提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲、同種・類似の事項をまとめて理由を記載しても差し支えない。
- 2 不開示理由を記載するに当たっては、下記について留意すること。
 - (1) 第7条各号の規定に該当する場合
単に第7条各号の不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか及び具体的な不開示理由を明らかにする必要がある。
 - (2) 第9条（公文書の存否に関する情報）の規定に該当する場合
開示請求に係る公文書が仮に存在するとした場合に適用することとなる不開示条項を示し、当該公文書の存在を明らかにすることが、なぜ不開示情報を開示することになるのかを示さなければならない。
 - (3) 開示請求に係る公文書を保有していない場合
「作成・受領していない」「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を具体的に明らかにしなければならない。
 - (4) 開示請求権の濫用があった場合（条例第5条第2項）
請求者への抽出請求や適正な取扱いの要請を拒否されるなど、明らかに実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的にした開示請求権の濫用であることを具体的に明らかにしなければならない。

【参考】

- 最高裁判決（理由付記の不備）
平成4年12月10日最高裁判決は、東京都が行った「本条例9条8号に該当」

（とだけ記載）を理由とする非開示決定に対し、「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例 9 条各号（宮崎県情報公開条例第 7 条各号に相当）所定の非開示事由のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者が当然知り得るような場合は別として、本条例（旧東京都条例） 7 条 4 項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」として、理由付記の不備により違法であるとした東京高裁判決（平成 3 年 1 1 月 2 7 日）を支持している。

第 11 条 開示決定等の期限

第 11 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求に対する決定を行う場合の期限と正当な理由がある場合の延長期限等について定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 「開示請求があった日」とは、情報公開窓口（県民情報センター、各出先機関窓口）や実施機関に開示請求書が到達した日（実施機関に物理的に到着し、了知可能な状態に置かれた日）をいう。（宮崎県行政手続条例第 7 条）

なお、実施機関は、公文書の開示請求があった日から 14 日以内に公文書の開示決定等を行わなければならない。

(2) 「開示請求があった日から 14 日以内」とは、開示請求があった日から 14 日目に当たる日が期間の満了日となることをいう。ただし、14 日目に当たる日が県の休日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の県の休日でない日が満了日となる。（民法第 142 条）

(3) 「補正に要した日数」とは、実施機関が第 6 条第 2 項により補正を求めてから、請求者が補正書を実施機関に提出するまでの期間をいう。

この場合、形式上の不備がある請求書であっても、補正を求めるまでの期間は期間計算に含まれるが、請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その時点以降は補正に要する日数には当たらない。

2 第 2 項関係

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が第 1 項で規定する期間内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をする事ができない、次のような場合をいう。

ア 開示請求に係る公文書の種類又は量が多いため、14 日以内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

イ 開示請求に係る開示、不開示の審査及び判断の難易度が高いため、14 日以内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

ウ 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合であって、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により第三者に対し意見書提出の機会を与える必要があるため、14 日以内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

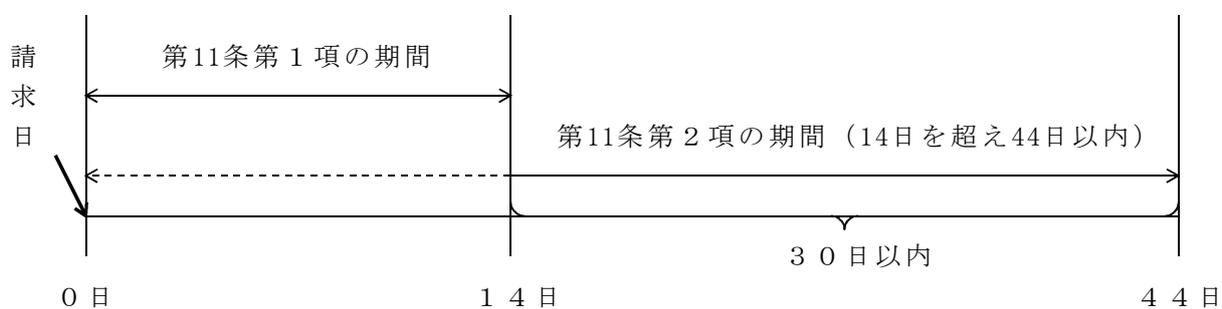
エ 天災等に伴う緊急を要する業務の発生、又は突発的な業務の増大等により、14 日以内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

オ 年末年始等の執務を行わない期間が含まれるときその他の合理的な理由により、14日以内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

- (2) 「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とは、第1項の期間と本項の期間とを合わせて、開示請求があった日から44日以内に処理すればよいという趣旨である。

しかし、本項による延長期間は必要最小限のものでなければならず、延長する期間は開示請求の内容、延長する理由等に応じ、合理的な期間でなくてはならず、延長の理由が消滅したときは、直ちに開示決定等をしなければならない。

【運用】



第12条 開示決定等の期限の特例

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

【趣旨】

- 1 本条は、著しく大量な公文書の開示請求があった場合に、その全てについて前条の定める期間内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるのを避ける必要があることから、開示決定等の期限の特例を定めたものである。
- 2 本条は、開示請求の処理と他の事務又は事業の遂行との適切な調和を図るものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況等も考慮した上で判断されるものである。

例えば、一人の請求者が特定の部局に著しい大量請求をする場合のほか、多数の請求者が同時期に特定の部局に開示請求を行い、結果として著しく大量の開示請求を受けるとなる場合が考えられる。

なお、大量の公文書を開示請求されても、複数の部局で処理するなど、当該各部局において支障なく処理ができる場合には本条に該当しない。

- 2 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求を処理する組織において、開示決定等に関する事務を44日以内に処理しようとする、当該組織の事務の遂行に通常生じる支障の程度を超えた業務上看過しえない支障が生ずるおそれがある場合をいう。
- 3 「相当の部分」とは、開示請求を処理する組織が44日以内に開示決定等を行うことができる分量であり、かつ、ある程度のまとまりのある部分をいう。
- 4 「相当の期間」とは、残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。実施機関は、ある程度のまとまりの公文書ごとに早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。
- 5 「同条第1項に規定する期間」とは、開示請求があった日から14日間（補正に要した期間を除く。）をいう。

これは、本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、実施機関は、条例第11条第1項の期間内（14日以内）に、請求者に通知しなければならないとしたものである。

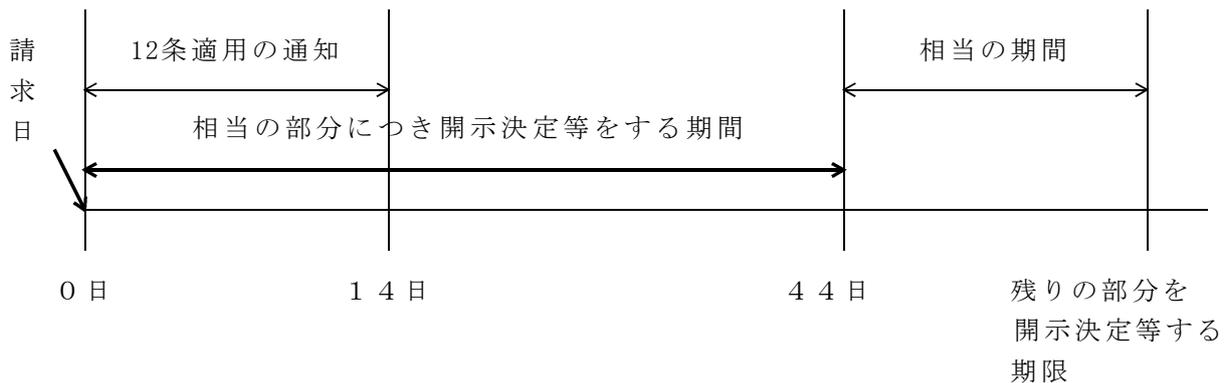
なお、条例第12条の規定を適用する理由は、開示請求に係る公文書が著しく大量であること、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行

ることが、通常の事務の遂行に著しい支障を及ぼすことをできるだけ具体的に示すものとする。

【運用】

- 1 本条を適用する場合には、当該公文書の量や情報の内容、開示請求を処理する組織の事務処理体制等を総合的に勘案して、個々の事案ごとに判断していくことになる。
- 2 残りの公文書について開示決定等をする期限の上限は定められていないが、請求に係る公文書の量、内容等にかんがみ、当該決定をするために必要とされる合理的な期間内でなくてはならない。
- 3 44日以内に相当の部分につき開示決定等を行っても、開示請求は存続していることになるが、請求者は、「相当の部分」の開示を受けて、「残りの公文書」の開示を求める必要がなくなる場合も考えられる。また、請求者が「残りの公文書」全部につき請求を取り下げない場合であっても、「相当の部分」の開示を受けて「残りの公文書」の一部についてのみ開示を求めることも考えられる。

したがって、「相当の部分」の開示を行った後、「残りの公文書」の開示が必要か否かについて、請求者に照会することも運用上考慮すべきである。



第12条の2 事案の移送

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

4 第1項の規定は、開示請求に係る公文書が宮崎県議会事務局の職員により作成されたものであるときその他宮崎県議会議長（以下この項において「議長」という。）において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、議長に対し、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第5条の規定による公文書の開示の請求があったものとみなす。

【趣旨】

- 1 本条は、他の実施機関又は宮崎県議会議長（以下「議長」という。）への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。
- 2 開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときは、他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送できる旨を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合等であって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合をいう。
- (2) 「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるわけではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であるため、協議が整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

2 第2項関係

- (1) 「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が第10条各項の開示請求に対する措置（開示決定等）を行うことを明確にしたものである。
- (2) 「移送前にした行為」には、第6条第2項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為の全てを含み、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施

機関の行為として有効となるようにしたものである。

なお、移送を受けた実施機関は、原則として、移送をした実施機関に開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならないことに留意する必要がある。

3 第3項関係

- (1) 「移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確化したものである。
- (2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。」とは、前段で規定されているとおり、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。

例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成しこれを提供②開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送をした実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）③他の実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る公文書の写しの提供又は原本の貸与④原本を閲覧する方法による開示の実施のための公文書の貸与又は場所の提供などの協力が考えられる。

4 第4項関係

「正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る公文書が県議会事務局の職員により作成されたものであるときや、開示請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が県議会の事務又は事業に密接に関連するもので、県議会議長に判断を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる等の合理的な理由がある場合をいう。

【運用】

- 1 移送は専ら行政内部の問題であることから、開示決定等の期限については、第11条第1項の規定により、当初の開示請求のあった時点から進行する。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきものである。
- 2 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではないことに留意する必要がある。

第13条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第13条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第17条第3項第3号及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ア若しくはイに掲げる情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社（宮崎県道路公社）及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈】

1 第1項（任意的意見聴取）

(1) 実施機関が開示請求に係る処理を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、意見書を提出する機会を付与することができる旨を定めたものである。

開示請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を開示決定等の際の参考とすることにより、当該公文書に対する開示決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務づけるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

(2) 「意見書を提出する機会を与える」とは、第三者に対し意見書を提出することができる旨、原則として書面により、輕易な場合には口頭により通知することをいうが、口頭により通知した場合において開示に反対の意思が明らかになったときは、反対意見書（書面）の提出について説明するものとする。

(3) 第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・

不開示についてであり、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれ、意見書の内容を裏付ける資料も添付することができる。

2 第2項について（義務的意見聴取）

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公益上の理由により開示しようとする場合には、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書を提出する機会を付与しなければならない旨を定めたものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

- (2) 「次の各号のいずれかに該当するとき」とは、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、次のいずれかに該当するときをいう。

ア 個人情報ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要と認められるとき（第7条第2号イ）

イ 法人等情報ではあるが、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため（第7条第3号ア）、法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため（第7条第3号イ）に公にすることが必要であると認められるとき

ウ 不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき（第8条の2）

- (3) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、第2項が意見書提出の機会の付与を義務づけており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合に、手続が進まなくなることを避けるため、同項の義務を免除するものである。

3 第3項について

- (1) 第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が開示に反対の意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をするときは、当該第三者の争訟の機会を確保するために、開示決定後直ちに開示決定した旨等を通知するとともに、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置くことを実施機関に義務づけたものである。

- (2) 「開示に反対の意思を表示した意見書」とは、意見書で開示を望まない意思が明らかであれば足りる。

- (3) 「開示決定をするとき」とは、反対意見書を提出したものに關する情報のうち、反対の意思を表示した部分を開示することとなる決定をする場合をいう。

- (4) 「少なくとも2週間」とは、反対意見書を提出したものが審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として設けたものであり、個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことも可能であるとの趣旨である。

期間の設定については、反対意見書を提出したものの利益と請求者の迅速な開示への期待とを比較衡量する必要がある。

【運用】

県、国等は、第三者から除かれているため、本条の規定は適用されないが、これらの機関に対する意見聴取の必要性を否定するものではないので、必要があると認めるときは、開示することにより生じる支障の有無、程度等について意見を照会するものとする。

第14条 開示の実施

第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

本条は、公文書の開示の実施方法について定めたものである。

【解釈】

- 1 公文書の形態に応じた開示方法は、次のとおりである。
 - (1) 文書、図画又は写真
閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムは、専用機器により複製したものをもって、閲覧又は写しの交付の対象とする。）
 - (2) 電磁的記録
当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複製したものの交付
- 2 「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 頻繁に開示請求されることが予想される公文書又は長期保存文書とされている公文書等であつて、原本を開示することが公文書の汚損、破損につながるおそれがある場合
 - (2) 公文書の一部を開示する場合又は台帳等日常業務に使用している公文書であつて、原本を開示することにより事務又は事業に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 歴史的、文化的価値がある公文書で、特に慎重な取扱いを要する場合
 - (4) 他の公文書とともに一つのものに製本され、取り外すことが困難な場合
 - (5) その他公文書の管理上相当な理由がある場合

第15条 法令等による開示の実施との調整

第15条 実施機関は、法令等又は規則その他の規程の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等又は規則その他の規程の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等又は規則その他の規程の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

1 本条は、法令等又は規則その他の規程の規定により開示されている公文書は、本条例の規定により重ねて公文書の開示を認める必要がないことから、これらの調整について定めたものである。

本条例の対象となる公文書について、実施機関が所管する他の法令等又は規則その他の規程の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付により文書の公開を認めている場合は、当該法令等又は規則その他の規程の定める手続によることとし、本条例に基づく公文書の開示は行わないこととするものである。

2 第2項は、縦覧と閲覧はその効果等において差がないことから、法令等又は規則その他の規程の規定に定める開示の方法が縦覧である場合には、当該縦覧を閲覧とみなして、第1項を適用するとの趣旨である。

【解釈】

1 第1項

(1) 「法令等」とは、第7条第1号でいう「法令又は他の条例」のことであり、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令又は他の条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。

(2) 「前条本文に規定する方法と同一の方法」とは、文書、図画又は写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）については、閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複写したものの交付をいう。

(3) 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。」とは、法令等又は規則その他の規程の規定による開示の期間が一定期間に限定されている場合は、当該期間内に限り、本条例に基づく公文書の開示は行わない意味である。

(4) 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、法令等又は規則その他の規程に一定の場合には開示をしない旨が定められている場合をいい、例えば、「正当な理由」があればこれを拒否できるという場合には、本条による調整は行われず、この条例が並行して適用されることになる。

2 第2項

縦覧と閲覧は、その効果等において差がないことから、縦覧は閲覧と同趣旨の方法として閲覧とみなし、法令等又は規則その他の規程に「縦覧」の規定がある場合には本条例に基づく閲覧は行わないとの趣旨である。

なお、当該縦覧書類又は閲覧書類の写しの交付を求められた場合で、法令等に写し

の交付に係る定めがない場合は、請求者には条例による開示請求を行わせ、開示の方法として、写しを交付することになる。

【運用】

法令等又は規則その他の規程の規定により、公文書の閲覧等の手続、対象者、期間等が限定的に定められている次のような場合は、本条例が適用されることとなる。

(1) 法令等又は規則その他の規程の規定が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、公文書の開示のうちの写しの交付の請求があったとき。（法令等又は規則その他の規程の規定が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている例）

ア 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第9条の規定による貸金業者登録簿の閲覧

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定による都市計画図書の縦覧

ウ 道路法（昭和27年法律第180号）第28条第3項の規定による道路台帳の閲覧

(2) 法令等又は規則その他の規程の規定が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公文書の開示請求があったとき。（法令等又は規則その他の規程の規定が対象者を限定している例）

ア 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係者）

イ 漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第10条の規定による漁港台帳の閲覧（関係者）

(3) 法令等又は規則その他の規程の規定が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に公文書の開示請求があったとき。（法令等又は規則その他の規程の規定が閲覧等の期間を限定している例）

ア 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）

イ 宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第9条第2項の規定による沿道自然景観地区等の縦覧（公告の日から2週間）

第16条 公文書の検索資料の作成

第16条 実施機関は、公文書の開示の用に供するため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書の検索に必要な資料の作成等についての実施機関の責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 「公文書の検索に必要な資料」とは、各実施機関において定める公文書の検索資料（ファイル管理表等）をいう。
- 2 「一般の利用に供する」とは、公文書の検索資料を情報公開窓口に備え、県民の利用に供することをいう。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求

第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある場合、行政不服審査法による審査請求をすることができる旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為についても、他の実施機関と同じように、県が設立した地方独立行政法人又は公社に対して、行政不服審査法による審査請求を行うことができることを明記したものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人又は公社は、県とは別人格を有するに独立した法人ではあるが、特別法に基づいて設置され、県の事務事業の一部を補完又は分担し、実質的に県の一部を構成するものである。このようなことを考慮すると、県が設立した地方独立行政法人又は公社は、行政不服審査法上の行政庁であるとともに、県が設立した地方独立行政法人及び公社が行う一定の行為は、行政処分に当たると考えることができ、したがって、その開示決定等又は開示請求に係る不作為は行政不服審査法による審査請求の対象となると解される。

第16条の3 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第16条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、実施機関が行った開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、審理員による審理手続を適用しないことについて定めたものである。

【解釈】

- 1 行政不服審査法において、審査請求の手続は、審理員による審理を尽くしたのちに、行政不服審査会に諮問し、その答申を受けて審査庁が裁決を行うこととされているが、行政不服審査法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を規定する同項本文の例外を定めている。
- 2 本県においては、優れた識見を有する委員で構成された宮崎県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）が、実施機関から独立して実質的な審理を行い、実施機関はその答申を尊重して最終的な判断を行うことが義務付けられていることから、行政不服審査法の求める公平性、客観性及び公正性が確保されているといえる。
- 3 そのため、審理員による審理を経て行政不服審査会に諮問するという手続によることなく、当審査会に諮問することとしたものである。

第17条 審査会への諮問等

- 第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県公文書開示審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。
- (1) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の写し
 - (2) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項の規定により反論書が提出された場合にあっては、当該反論書の写し
 - (3) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項の規定により意見書が提出された場合にあっては、当該意見書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問庁は、宮崎県公文書開示審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、実施機関が行った開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手續について定めたものである。
- 2 第1項は、開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合に、裁決をすべき実施機関（審査庁）には、第三者機関である宮崎県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に諮問する義務があること及び例外的に諮問を要しない場合について定めたものである。
- 3 第2項は、第1項による諮問にあたり、必要となる添付書類について定めたものである。
- 4 第3項は、諮問をした実施機関には、審査会に諮問をした旨を審査請求人等に通知する義務があることを定めたものである。
- 5 第4項は、審査会に諮問をした実施機関は、審査会の答申を尊重して裁決を行わなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 第1項関係
 - (1) 審査請求の審査に当たっては、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味す

ることにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、審査会へ諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととしているものである。

(2) 「開示決定等」とは、第10条第1項及び第2項の決定をいうものであり、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び公文書の全部を開示しない旨の決定（第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）を指す。

(3) 「開示請求に係る不作為」とは、開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの決定もしないことをいう。

(4) 「審査請求があったとき」とは、公文書の部分開示又はその全部を開示しない旨の決定について開示請求者から審査請求があった場合のほか、公文書を開示する旨の決定について当該公文書に自己に関する情報が記録されている第三者から審査請求があった場合を含む。

(5) 「裁決」とは、行政不服審査法上の審査請求に対する裁決をいう。

なお、開示決定等又は不作為があった実施機関が警察本部長の場合は公安委員会に、それ以外の実施機関の場合は当該実施機関に対して審査請求を行うこととなる。

(6) 「実施機関は、…宮崎県公文書開示審査会に諮問しなければならない。」とは、審査会は知事の附属機関であるが、知事以外の実施機関に対して不服申立てがあった場合にも、当該実施機関は審査会に諮問しなければならないことを意味する。

(7) 第1号関係

「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下するときをいい、審査会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるので、審査会への諮問を要しない。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

ア 審査請求が審査請求期間の経過後にされたものであるとき（不作為に係る審査請求の場合を除く）。

イ 審査請求人としての資格のないものからの審査請求であるとき。

ウ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わず、形式的不備があるままの審査請求であるとき。

(8) 第2号関係

審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。ただし、当該公文書を開示することについて、第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により当該公文書の開示に反対する旨の意見書（反対意見書）が提出されている場合には、必ず審査会に諮問しなければならない。

ア 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であるとして、裁決で、不開示決定を取り消す場合をいう。

イ 「当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」とは、不開示とした公文書のうち、請求者がその一部についてのみ審査請求をした場合に当該部分の全てについて開示することとする場合を意味するもので、審査請求人が不開示を争わなかった部分は対象とならない。

2 第2項関係

(1) 第1～3号関係

行政不服審査法において、審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、処分の内容及び理由を記載した弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に弁明書を作成するものとされ、この弁明書は審査請求人及び参加人に送付されることになる。そのため、審査会における調査審議においても、これを審査庁等の主張書面として活用することが効率的であると考えられるため、弁明書を添付書類とするものである。

また、審査請求人からの反論書又は参加人からの意見書については、行政不服審査法において、審査庁等が作成した弁明書に対する反論や意見があれば提出されるものであり、これを審査請求人等の主張書面として活用することが効率的であると考えられるため、提出された場合は添付することとするものである。

(2) 第4号関係

「審査請求に係る事件に関する書類等」とは、当該審査請求の対象となった公文書の写し、口頭意見陳述に係る資料、審査請求人及び参加人から提出された証拠書類又は証拠物及び処分庁等の保有する当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件等をいい、これらを審査庁が保有する場合は、添付することとするものである。

3 第3項関係

実施機関から審査会への諮問は、行政の内部的処理であるが、審査請求人等による審査会での口頭意見陳述や、審査会に対する意見書等の提出は、諮問された後に始めて可能になることから、審査請求人や参加人等にとっては、諮問がされたことを知ることは重要である。

そこで、本条は諮問庁が審査会に諮問した旨を審査請求人等に通知する義務について定めたもので、諮問庁が通知すべき相手方の範囲は、次のとおりである。

(1) 審査請求人及び参加人

ア 審査請求人は、通常、請求者本人が想定されるが、開示に反対の意見書を提出した第三者が全部又は一部を開示する旨の開示決定等に対して行う場合も考えられる。

イ 参加人は、実施機関の開示決定等に利害関係を有するもののうち、行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第13条第1項によって、審査庁の許可を得て参加人となるもの及び審査庁の求めに応じて参加人となるものをいう。

具体的には、請求者からの審査請求については、開示することに反対する旨の主張をする第三者が存在する場合には当該第三者が、第三者からの審査請求については、請求者が参加人になり得る。

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第三者からの審査請求を想定した規定であり、開示請求者に対してなされた開示決定（全部開示決定及び部分開示決定）に対して、自己に関する情報が記載されている第三者が当該決定に審査請求をした場合に該当する。

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

開示請求に係る公文書に、請求者以外の第三者情報が記録されている場合に、反対意見書を提出した第三者は、審査会に諮問された旨の通知を受けるというものである。

具体的には、請求者が部分開示決定若しくは不開示決定を受けて審査請求をした場合が想定できる。

4 第4項関係

「答申を受けたときは、その答申を尊重して」とは、審査会は、第三者的な不服審査機関であり実質的な救済機関として設置されていること、審査請求に係る公文書の内容を実際に見分した上で審議すること等から、実施機関は、審査会の答申を尊重すべきであることが明記されている。

なお、実施機関が答申と異なる判断を行う場合には、答申内容の併記は勿論、答申と異なる判断理由の十分な提示が求められるが、審査会により行われた調査審議の手続を考えると、実際には答申と異なる判断の正当な根拠事由を見出すのは困難であると考えられる。

第18条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者からの審査請求を棄却等する場合及び第三者の意に反して当初の決定より開示する部分を拡大する旨の裁決を行う場合に、当該第三者に争訟提起の機会を確保するための手続を定めたものである。

【解釈】

1 本文関係

実施機関は、本条各号のいずれかに該当する場合には、第13条第3項の規定を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

2 第1号

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該公文書は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えるものである。

したがって、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求人としての資格を有しないことを理由に却下したのも対象とするものである。

3 第2号

(1) 開示請求に係る公文書の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示を実施する日と間に少なくとも2週間を置かなければならないとした。

(2) 「第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、行政不服審査手続において、実施機関又は審査会に対し、公文書の開示に反対の旨の意見書の提出等を行っている場合をいう。

なお、原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第17条第3項の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

第2節 宮崎県公文書開示審査会

第19条 設置等

第19条 第17条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、宮崎県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の審議を行うほか、情報公開の運営に関する重要事項について、実施機関の求めに応じて意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、第17条第1項の規定による実施機関の諮問に応じて審議を行う審査会の設置について定めたものである。

【解釈】

1 審査会は、地方自治法138条の4第3項による知事の附属機関として設置するものであるが、第17条第1項の規定による諮問に応じて審議を行うことから、知事だけでなく、知事以外の実施機関からの諮問にも応じて調査審議を行うものである。

2 「情報公開の運営に関する重要事項」とは、公文書開示制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報提供の推進を図るための必要な事項等をいう。

第20条 組織等

- 第20条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

本条は、審査会の組織等について定めたものである。

【解釈】

本条第5項は、附属機関の委員（審査会の委員）は、地方公務員法上の特別職に該当することから、同法第34条第1項の規定による守秘義務を負わないが、個人情報や企業の営業秘密に関する情報等を直接見分して審議する可能性があることにかんがみ、守秘義務を課すことを条例上定めたものである。

なお、この守秘義務違反に対しては、条例第28条（罰則）の規定により罰則を科すこととされている。

第 21 条 審査会の調査権限

- 第 21 条 審査会は、第 19 条第 1 項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、第 19 条第 1 項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第 19 条第 1 項の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限について、定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

審査会において、処分庁の開示・不開示の判断（又はその不作為）が妥当かどうか等について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が開示決定等又は開示請求に対する不作為に係る公文書を実際に見分することが有効であることから、いわゆるインカメラ審理（相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手段の意味）を行うことができることを明記したものである。

- (1) 審査会は事案の審議に当たり、通常は、当該公文書を直接見分した上で判断を行うこととなる。ただし、個人情報、犯罪予防等情報の中には、情報の内容により特別な配慮を必要とするものがあり、その場合には、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性を考慮して、審査会として当該公文書の提示の要否を判断することになる。
- (2) 「必要があると認めるとき」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該公文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。
- (3) 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない」とは、審査会に提示された当該公文書は、審査会が実施機関の行った開示決定等又は開示請求に係る不作為の適否を適切に判断するために必要であると認められたため提示されたものであり、審査会委員以外の者がこれを閲覧することは適当で

ないことから、何人も、審査会に対して、その提示された当該公文書の開示を求めることができないことを明らかにしたものである。

2 第2項関係

審査会が慎重に検討を行った結果、調査審議を行う上で開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求められた場合は、諮問庁はこれを拒むことはできないことを定めたものである。（インカメラ審理の実効性を確保）

3 第3項関係

(1) 審査会の調査審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあつては、不開示の文書（開示請求に係る不作為の事案にあつては当該開示請求に係る文書）と不開示理由（開示請求に係る不作為の事案にあつては、不作為の理由）とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）又は不作為とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切であることから、必要があると認めるときには、諮問庁に当該資料を作成し、提出するよう求めることができることを定めたものである。

(2) 審査会の調査審議は、第1項により係争文書を直接見分して行う方法があり、新たに資料を作成・提出させることは諮問庁に負担を課すことにもなるため、必ずしも全ての事件においてヴォーン・インデックスを求めることとなるものではない。

したがって、「必要があると認めるとき」とは、公文書の量が多く複数の不開示情報の規定が複雑に関係する事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案など、審査会の審議に当たって、事案の概要と争点を明確にし、処分庁の行った開示決定等又は開示請求に係る不作為の適否を迅速かつ適切に判断する上で当該不開示情報等の整理、分類が必要と認める場合をいう。

4 第4項関係

(1) 審査会は、その調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、インカメラ審理（第1項）やヴォーン・インデックスの提出要求（第3項）のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や鑑定を求めるなどの調査ができることを定めたものである。

(2) 「その他の関係者」とは、第13条第1項又は第2項の規定により意見書を提出した第三者、審査請求の参加人等をいう。

(3) 「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである。（ただし、行政不服審査法では審査庁がこの第三者を選ぶのに対して、本項では審査会が選ぶ点が異なっている。）

(4) 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であつて、その者の持つ意見ではない。

(5) 「鑑定」とは、特別の学識経験者によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則をあてはめた結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、提出した審査請求人等の考え方を正確に把握するため、その意見を聴くべきであると考えられる。

(6) 「その他必要な調査」とは、例えば、諮問庁等に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審査請求人または参加人の審尋（同法第36条）のほか、専門家から意見を聴取するなど審査会が審

議の参考とするためにする調査をいい、同項で列挙されたものは例示にすぎない。

【運用】

- 1 審査会がインカメラ審理を行うかどうかは、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該公文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の不利益とを比較衡量したうえで判断する必要がある。インカメラ審理を行わないことの不利益は、他の代替調査手段の有効性に依存することになるので、本条第3項及び第4項に基づく資料提出等により、どの程度、インカメラ審理の機能が代替されるのか考慮する必要がある。

これらを踏まえ、審査会がインカメラ審理の必要を認めて、開示決定等又は開示請求に係る不作為にかかる対象公文書の提出を求めた以上、諮問庁は「必要があると認めるとき」には該当しないと主張して、当該文書の提出を拒むことはできない。

- 2 第3項の調査権限に関して、第2項の規定は適用されないが、このことをもって、審査会の求めを拒否するか否かの判断を諮問庁の裁量に委ねているものでなく、審査会に本条第3項の権限を付与した以上、諮問庁はその求めに応ずべきものである。

第21条の2 意見の陳述

第21条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 審査会の調査審議は、その取り扱う事案の性質に照らし、また迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（第21条参照）が、本項は、その例外として適正な判断を行うための資料が審査会に十分集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したものである。
- (2) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、審査会は申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同種の個人情報の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどには、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はないものである。
- (3) 本項の規定は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条の規定による審査庁に対する口頭意見陳述とは別の手続であり、全ての審理関係人の招集や審査請求人等の質問権の付与は規定していない。

2 第2項関係

- (1) 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、弁護士や代理人など審査請求事実についての専門知識をもって、審査請求人又は参加人を援助することができる第三者をいう。補佐人は、事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、その立場は、審査請求人又は参加人の補助者にすぎないと解される。
- (2) 「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して、審理の進行上必要と認められる場合に許可されるべきものであるが、人数等については合理的な範囲内で制限することができる。なお、口頭意見陳述の申し立てができる審査請求人等には、諮問庁も含まれるが、諮問庁はそもそも口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定は設けていない。

第 21 条の 3 意見書等の提出

第 21 条の 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、第 21 条の 2 と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えることを規定したものである。
- 2 「意見書」とは、事案についての審査請求人等の意見を記録した文書をいい、「資料」とは、口頭による意見の陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物をいう。
- 3 意見書又は資料の提出期限については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法第 30 条（反論書等の提出）等と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないこととしている。
- 4 「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第 21 条の 4 委員による調査手続

第 21 条の 4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 21 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 21 条の 2 第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取をさせることができることを定めたものである。

【解釈】

1 審査会の調査権限は第 21 条で規定されているが、全ての調査を合議体である審査会の会議において行うのは非効率であり、審議の迅速性確保のためには、事案の審議に当たる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。例えば、第 21 条第 1 項に規定する公文書の提示につき、出先機関にあり、かつ、対象公文書が膨大な量であるため、審査会会場に持参させるよりも当該出先機関で閲覧した方が適切である場合や、第 21 条の 2 第 1 項に規定する口頭意見陳述につき、審査会会場で行うより、口頭意見陳述者の便宜を優先した場所において行う場合などである。

このため、本条では、審査会が必要があると認めるときは、審査会の指名する委員に調査を行わせることができることとしている。

2 「第 21 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ」とは、諮問庁が提示する公文書について、審査会が指名する委員が見ることができることをいう。

3 「同条第 4 項の規定による調査」とは、例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどをいう。

4 「第 21 条の 2 第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とは、審査請求人等の口頭意見陳述は、本来、審査会に対して行われるものであるが、口頭意見陳述者又は審査会の負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を審査会に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

第21条の5 提出資料の写しの送付等

第21条の5 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第21条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるように、意見書等が提出された場合には、審査請求人等に送付することを定めるとともに、審査請求人等に、審査会に提出された意見書等の閲覧を認めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「第21条第3項若しくは第4項又は第21条の3の規定による意見書又は資料」とは、第21条第3項の規定により審査会から諮問庁に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第21条の3の規定により審査請求人等が審査会に提出した「意見書又は資料」を指すものである。

(2) 写しの交付については、簡易迅速な審理手続の枠内で認められるものである本手続の性質を考慮し、書類またはこれに相当する電磁的記録のみを対象とすることとする。

(3) 写しの交付により、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、審査会は、交付を行わないことができる。

(4) 「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報（送付先が審査請求人、参加人又は諮問庁に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも不開示にする必要のないものもあり、条例第7条各号の不開示情報の範囲と完全には一致しない。）に該当する情報が記録されていると認められる場合をいう。

2 第2項関係

(1) 「審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料」とは、第21条第3項の規定により審査会から諮問庁に作成及び提出を求めた「意見書又は資料」、同条第

4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第21条の3の規定により審査請求人等が審査会に提出した「意見書又は資料」を指すものである。

- (2) 閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料の閲覧に応ずるものとするが、閲覧に供することにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、審査会は、閲覧に応じないことができる。

なお、審査会が提示を受けた第21条第1項の規定に基づく公文書については、同項の規定により開示を求めることができないので、審査請求人等は当該公文書の閲覧を求めることは当然できない。

また、本条における審査請求人等の閲覧の求めは、審査会の調査審議手続における主張・立証の便宜のために設けられたものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

- (3) 「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報（閲覧を求める者が審査請求人、参加人又は諮問庁に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも不開示にする必要のないものもあり、条例第7条各号の不開示情報の範囲と完全には一致しない。）に該当する情報が記録されていると認められる場合をいう。

- (4) 本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障を来し、他の事案にも影響を及ぼすおそれがある。

したがって、調査審議の終結段階に至った場合は、本条による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。

3 第3項関係

個人情報の開示・不開示が問題となっているような場合は、この条による写しの交付又は閲覧を認めることにより、不開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。

また、意見書又は資料に第三者の情報が含まれていても、写しの交付又は閲覧により当該第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合があり得るが、この場合には、写しの交付又は閲覧に先立ち、当該第三者に意見書提出の機会を与えるなど、第13条に準じた運用を行うべきである。

4 第4項関係

審査会は、本項の規定により意見書等の写しを交付し、又は閲覧に供するときは、事案の調査審議に支障がないよう、その日時・場所を指定することができる。

ただし、審査請求人及び参加人が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

第 21 条の 6 調査審議手続の非公開

第 21 条の 6 審査会の行う第 19 条第 1 項の審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為の適否を審査するという審査会の性格から、審査請求の審議手続は非公開であることを定めたものである。

【解釈】

審査請求に係る審査会の調査審議は、開示決定等又は開示請求に係る不作為の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。

このような調査審議の手続は、公開すると審査請求人などの個人情報や不開示情報が公になるおそれがあり適当でないため、非公開とするものである。

【運用】

- 1 審査会が、第 19 条第 2 項に規定する情報公開の運営に関する重要事項について審議する場合には、審査会が非公開とする旨の議決をした場合を除き、公開で行われることになる。
- 2 審査請求人等の口頭意見陳述の機会など、審査請求人等の希望もあり、例外的に公開してもよい調査審議の場合には、審査会の議を経て、その都度会議を公開することを妨げるものではない。

第 21 条の 7 答申書の送付等

第 21 条の 7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、諮問に対する答申をしたときには、その内容を確実に伝えるために審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

【解釈】

1 審査請求人及び参加人は事案の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要があると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしたものである。

審査会は、答申を行った場合は直ちに送付することが適当である。

2 答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれている場合があるので、当該部分等を除いた答申の内容を公表することとする。

なお、公表の方法は、県民情報センターへの配架、県庁ホームページへの掲載等である。

第 22 条 知事への委任

第 22 条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

【趣旨】

本条は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について定める権限を知事に委任することを定めたものである。

【運用】

審査会の組織及び運営に関する細部なことまでを条例で定めることは不適切であることから、必要な事項は規則へ委任することが可能であることを明示している。

本条に基づき、宮崎県公文書開示審査会規則（平成元年宮崎県規則第 66 号）が定められている。

第4章 情報公開の総合的な推進

第23条 情報公開の総合的な推進

第23条 県は、第2章に定める公文書の開示のほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開の総合的な推進に関する県の基本的な責務について定めたものである。

【解釈】

県民参加の開かれた県政を推進するためには、条例に基づく公文書の開示請求制度と県が各種の方法で行う情報提供施策とが車の両輪となって、県政に関する情報の公開を総合的に推進していく必要がある。

このため、県民の情報ニーズに的確に対応するとともに、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、県民情報センターにおける行政資料の閲覧、広報紙、広報番組、インターネット等を活用した県政情報の発信、報道機関への積極的な情報提供等、県政情報を県民に発信していく施策を質・量ともに充実させていく必要がある。

「迅速かつ容易に得られる」とは、様々な県政情報を県民が必要なときに入手できる状況をいい、県は提供する情報の内容を充実させるとともに、適時・適切な情報の提供に努めるものとする。

第24条 情報提供施策の充実

第24条 県は、効果的な情報提供を実施するため、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供の施策の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供の施策の充実について定めたものである。

【解釈】

県は、県民参加の開かれた県政を推進するために「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、県の長期計画等や県民生活の安全に関する情報など県政情報の公開に努めるものとする。

「刊行物その他の資料の積極的な提供」とは、県が作成する行政資料を県民情報センター等で県民の利用に供することをいう。

「情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供」とは、テレビ・ラジオでの放送、各種広報紙誌の発行等、県民が容易に県政情報を入手することができるインターネット等を活用した情報提供をいい、情報化時代に対応した様々な媒体を活用し、情報提供の充実に努めていくものとする。

第 2 4 条の 2 出資法人の情報公開

第 2 4 条の 2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。）であって実施機関（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。次項において同じ。）が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、当該出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が資本金等を出資している法人であって実施機関が定める出資法人は、本条例の趣旨にのっとり情報公開に努めるとともに、実施機関は出資法人の情報公開が推進されるよう、必要な指導に努めなければならないことを定めたものである。

また、出資法人の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずることを県の責務として定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 県政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関のみならず、県から出資・出捐等の財政的援助等を受け、県政の補完的役割を果たしている団体においても、情報の公開が行われる必要があることを明らかにしたものである。

(2) 「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの」とは、地方自治法に基づき、知事が予算執行に関する調査権を有し、その経営状況について県議会に報告しなければならない法人（県が資本金等の 50% 以上を出資している法人、県が資本金等の 50% 相当額以上の債務を負担している法人。ただし県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。）をいい、具体的には宮崎県告示「宮崎県情報公開条例第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する出資法人の指定」において知事が指定した出資法人のことである。

(3) 「当該出資法人の保有する情報の公開に努める」とは、当該出資法人が本条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の情報公開に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度の整備及び運用に努めることをいう。

2 第 2 項関係

「必要な指導に努める」とは、実施機関が当該出資法人に対しモデル要綱を示すなど、当該出資法人がその保有する情報を自主的に公開するための措置を講じ、適正な運用を行うよう、指導すること等をいう。

宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定

宮崎県告示第772号

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第24条の2第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定（令和2年宮崎県告示第1000号）は、廃止する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

公益財団法人宮崎県立芸術劇場

公益財団法人宮崎県移植推進財団

一般社団法人宮崎県林業公社

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会

公益財団法人宮崎県産業振興機構

公益財団法人宮崎県国際交流協会

公益社団法人宮崎県農業振興公社

一般財団法人宮崎県内水面振興センター

一般財団法人宮崎県水産振興協会

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構

公益財団法人宮崎県暴力追放センター

第24条の3 指定管理者の情報公開

第24条の3 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の公の施設を管理する指定管理者は、公の施設を管理するという公共性にかんがみ、本条例の趣旨にのっとり、公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努めるとともに、実施機関は、指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な指導に努めなければならないことを定めたものである。

また、指定管理者が公の施設に関して保有する情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずることを県の責務として定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 県政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関や出資法人のほか、県の公の施設を管理する指定管理者においても、公の施設の管理に関して保有する情報の公開が行われる必要があることを明らかにしたものである。

(2) 「当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努める」とは、指定管理者が、本条例の趣旨にのっとり、情報公開に関する規程を設けるなど、当該公の施設の管理に関して保有する情報を自主的に公開するための制度の整備及び運用に努めることをいう。

2 第2項関係

「必要な指導に努める」とは、実施機関が指定管理者に対しモデル規程を示すなど、当該指定管理者が公の施設の管理に関して保有する情報を自主的に公開するための措置を講じ、適正な運用を行うよう、指導すること等をいう。

第5章 雑則

第25条 費用負担

第25条 開示請求をして、公文書の写しの交付（第14条本文の実施機関が定める方法を含む。）を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書の写しの交付に要する費用等について、定めたものである。

【運用】

1 公文書の写しの交付に要する費用とは、公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に係る費用のことをいい、請求者は、これらの費用を前納しなければならない。

電磁的記録の開示方法や公文書の写しの作成に係る費用については、各実施機関の規則で定められている。

（※知事が保有する公文書の開示等に関する規則（宮崎県規則第43号））

2 費用の徴収事務は、情報公開窓口（県民情報センター、各出先機関窓口）など出納員又は金銭分任出納員が置かれているところで行うものとする。

【参考】

規則別表(第13条関係)

公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ マイクロフィルム印刷物として出力したもの	1枚につき 30円
	エ アからウまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 印刷物として出力したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ 光ディスク（CD-R 700メガバイト）に複写したもの	1枚につき 80円
	エ 光ディスク（DVD-R 4.7ギガバイト）に複写したもの	1枚につき 100円
	オ アからエまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用

備考 用紙の両面を使用して複写又は出力する場合は、片面を1枚として額を算定する。

第 26 条 開示等の状況の公表

第 26 条 知事は、毎年 1 回、各実施機関の公文書の開示等の状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、知事が公文書の開示等の状況について、毎年 1 回これを取りまとめ公表することを定めたものであり、公文書の開示等の状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、県民にこれを周知して県民の適正な利用及びこの条例全体の健全な発展を図ろうというものである。

【運用】

本条による実施状況の公表は、次のとおり行うものとする。

(1) 公表事項

開示請求件数、開示決定等件数、その他必要な事項

(2) 公表の方法

宮崎県公報に登載して行うものとする。（知事が保有する公文書の開示等に関する規則第 14 条）

第 26 条の 2 適用除外

第 26 条の 2 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は適用しない。

【趣旨】

本条は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の制定に伴い、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の公開非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、情報公開法の規定は適用しないとされたことから、国の制度との整合性を考慮し、法律の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は適用しないことを定めたものである。

【解釈】

本条例の規定を適用しない公文書として都道府県にも存在するものは、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」及び漁業法第 117 条第 1 項に規定する「免許漁業原簿」の 2 種類である。

(1) 刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類及び押収物

刑事訴訟法では、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類は、公判の開廷前に公開することを原則禁止する一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めている。

このように刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟手続において完結的な制度が確立されていること、また、情報公開法の制定に伴い、刑事訴訟法第 53 条の 2 の規定として、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は適用しないこととされたことから、本条例においても適用除外とするものである。

(2) 漁業法第 117 条第 1 項に規定する免許漁業原簿

漁業権は物権とみなされ（漁業法第 77 条第 1 項）、免許漁業原簿に登録することとなっている（同法第 117 条第 1 項）。免許漁業原簿については、専ら私人間の取引の安全等を図り、司法上の権利を保護するため、謄本若しくは抄本の交付又は閲覧という、個別の法令で自己完結的な制度が設けられていること、また、情報公開法の制定に伴い、旧漁業法第 50 条第 3 項（現行 117 条第 3 項）の規定として、免許漁業原簿については、情報公開法の規定は適用しないこととされたことから、本条例においても適用除外とするものである。

【運用】

1 刑事訴訟法において、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成又は取得された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。

押収物には、押収の態様から差押えと領置の区別がある。差押えとは、差し押さえるべき物の所有者、所持者又は保管者から強制的にその物の占有を取得する処分をいい、領置とは、被告人、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物についてその占有を取得する処分をいう。

本条は、主に警察本部長において管理されている被害届、告発状、告訴状、実況見分調書、供述調書等その他の刑事訴訟に関する書類及び押収物を想定したものであるが、各実施機関において同様の書類等を管理している場合も条例の規定は適用しない。

- 2 請求された公文書が上記(1)及び(2)に該当する公文書である場合には、当該請求は却下するものとする。ただし、請求のあった公文書全てが本条に該当するかどうか、該当しない場合には、その公文書の一部については開示決定等の判断はできないのかどうか等慎重な判断が必要であることから、当該却下処分に対する審査請求があった場合には、第三者の客観的な判断が必要と認められる場合があることに留意する必要がある。

【参考】

※ 国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準より抜粋

1 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、情報公開法の適用除外となる。

2 行政文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、情報公開法の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとはみなされることから、情報公開法の適用対象となる。

第 27 条 委任

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について定める権限を、各実施機関に委任することを定めたものである。

【運用】

本条に基づき、知事が保有する公文書の開示等に関する規則、宮崎県公文書開示事務取扱要綱など各実施機関において定められている。

第 28 条 罰則

第 28 条 第 20 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、第 20 条第 5 項に定めた公文書開示審査会の委員の守秘義務規定に違反した罰則について定めたものである。

【解釈】

審査会には、第 21 条の規定により、不開示情報が記録された公文書など開示決定等に係る公文書の提示を求めるなどの調査権限が付与されている。そのため、実際の審議に当たる審査会の委員には、第 20 条第 5 項で守秘義務が課されている。

本条は、当該規定に違反した場合に罰則を科することにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

情報公開条例の全部を改正する条例（平成11年宮崎県条例第36号）の附則

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項に規定する審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の条例第19条第1項に規定する審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第20条第3項の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第12条第5項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

【趣旨等】

- 1 平成11年5月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）が公布されたことに伴い、情報公開法との整合性を図るために、旧情報公開条例（平成元年宮崎県条例第3号）の全部改正を行ったものである。

※旧情報公開条例・・・公布～平成元年3月30日 施行～平成元年9月1日

- 2 改正の主な内容等は、次のとおりである。
 - ・ 目的に「県の諸活動について説明する責務」を明記。（第1条）
 - ・ 公文書の定義が「決裁・供覧が終了した文書」から「組織共用文書」に変更され、電磁的記録も公文書の対象となる。（第2条第2項）
 - ・ 請求書の補正に関する規定を追加。（第6条第2項、第11条ただし書）
 - ・ 条文で公文書の開示義務（原則公開）を明確にする。（第7条本文）
 - ・ 不開示情報である個人情報に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益が害するおそれがあるもの」との規定を追加。（第7条第2号本文）
 - ・ 個人情報の例外的開示事項に「公務員の職務遂行に係る情報中の公務員の職氏名、職務遂行に係る情報」を追加。（第7条第2号ただし書）
 - ・ 法人等情報の例外的開示事項に「県の支出に係る情報である場合には、県との契約の相手方の名称及び所在地等は開示する」規定を追加。（第7条第3号ただし書）
 - ・ 公にしないとの条件で任意に提供された法人等情報は不開示にする規定を新設。（第7条第4号）
 - ・ 公文書の存否に関する規定を新設。（第9条）
 - ・ 決定期間の延長を「30日以内」とする規定を追加。（第11条第2項）
 - ・ 開示決定等の期限の特例を新設（第12条）
 - ・ 公益上の理由により不開示情報を開示する場合の第三者意見照会の義務化及び当該事案に反対意見書を提出した第三者の争訟の機会を確保するために開示の実施までに少なくとも2週間を置く規定を追加。（第13条第2項及び第3項）

※ 参考

条例施行時には、附則第2項に「施行前に作成又は取得した公文書については、旧情報公開条例の不開示情報を適用する」との経過措置が設けられていたが、平成16年3

月の情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年3月26日宮崎県条例第1号）で廃止され、県の保有する公文書は全て第7条の不開示情報に該当するかどうかで、開示不開示の判断をすることになった。

- 2 この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書については、改正後の宮崎県情報公開条例第7条の規定は適用せず、改正前の宮崎県情報公開条例第9条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

※平成12年3月29日条例第9号

使用料及び手数料徴収条例（昭和25年宮崎県条例第44号）の全部改正が行われ、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）附則第4項で情報公開条例第25条における使用料及び手数料徴収条例の条例番号が「昭和25年宮崎県条例第44号」から「平成12年宮崎県条例第9号」に改正された。

情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年宮崎県条例第1号）の附則

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第7条の改正規定並びに次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎県情報公開条例の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している公文書については、平成14年4月1日以後に当該公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

【趣旨等】

- 1 平成13年4月1日から施行される改正の主な内容は、次のとおりである。
- ・ 適正な請求に努める規定を追加。（第4条）
 - ・ 事案の移送に係る規定を新設（第12条の2）、適用除外に係る規定を新設（第26条の2）、宮崎県公文書開示審査会委員への罰則規定を新設。（第28条）
 - ・ 県の業務と密接な関係を有し県行政の一翼を担う出資法人に対して、当該出資法人の保有する情報の公開に努める旨の規定及び実施機関は当該出資法人の保有する情報公開が推進されるよう必要な指導に努める旨の規定を新設。（第24条の2）
- 2 平成13年4月1日から国家公安委員会や警察庁を実施機関とする情報公開法が施行されるに伴う改正
- ・ 条例の実施機関に「公安委員会」及び「警察本部長」を追加。（第2条第1項）
 - ・ 個人情報の例外的に開示事項である公務員の職務遂行情報のうち「知事が別に定める職にある警察職員の氏名」は不開示とする規定を追加（第7条第2号ただし書）
 - ・ 犯罪の予防・捜査等の情報とともに行政上の義務違反の取締りに係る情報を不開示とする規定を警察業務の特殊性、全国的な相互関連性等を考慮し、情報公報法に準じて、犯罪の予防・捜査等の刑事法の執行を中心としたものに限定し、実施機関の第一次的な判断を尊重する規定に改正。（第7条第5号）

- ・ 他県の条例改正の動向や「公安委員会」及び「警察本部長」の準備期間等を考慮し、条例の実施機関に「公安委員会」及び「警察本部長」を追加することに伴い改正する部分（第2条、第7条）の施行日を平成14年4月1日とする。
- ・ 「公安委員会」及び「警察本部長」が保有する公文書のうち、条例の対象公文書を「平成14年4月1日以後に公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した公文書にする」との経過措置を設ける。

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）附則第3項による情報公開条例の一部改正に伴う附則

<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>

【趣旨等】

平成14年3月27日に公布された宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）附則第3項で、情報公開条例第12条の2に「県議会に対する事案の移送の規定を加える」と定められたことに伴い、情報公開条例の一部を改正するものである。当該規定の施行日は、宮崎県議会情報公開条例の施行日と同じ平成15年4月1日である。（第12条の2第4項）

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年宮崎県条例第1号）の附則

<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。 （宮崎県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）第5条第1項の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の情報公開条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、第1条の規定による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の情報公開条例の規定を適用する。</p> <p>3 この条例の施行の際、改正前の情報公開条例第5条第2項の規定により現にされている開示の申出のうち、実施機関がその申出に応じていないものについては、改正後の情報公開条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の情報公開条例の規定を適用する。 （宮崎県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 （省略）</p> <p>※ 第2項中の「第1条」は、「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」における条を示す。</p>
--

【趣旨等】

- 1 改正の主な内容は、次のとおりである。
 - ・ 条例の目的に「知る権利」を明記。（第1条）
 - ・ 開示請求権者を県内在住者等から「何人」にも広げ、県外者からの請求に応じる手続である「開示の申出」を廃止。（第5条）
 - ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律や地方独立行政法人法の施行に伴い、個人情報のうち例外的開示事項である公務員等の職務遂行情報の「公務員等」に独立行政法人等及び地方独立行政法人等の役員及び職員を含め、法人等から独立行政法人等及び地方独立行政法人の団体を除外するなど関係条文の整理。（第7条第2号ただし書、第7条第3号、第7条第6号、第7条第7号）
 - ・ 個人情報の例外的に開示事項に「交際費、食糧費等の支出の相手方である個人の職氏名等は開示する」との規定を新設。（第7条第2号ただし書）
 - ・ 法人等情報の例外的開示事項である「県の支出に係る情報である場合には、県との契約の相手方の名称及び所在地等は開示する」との規定に「支出内容に関する情報」を追加。（第7条第3号ただし書）
 - ・ 不開示情報から「国等との信頼関係情報」及び「合議制機関の会議に関する情報」を削除し、情報公開法に準じて「審議・検討・協議に関する情報」及び「事務又は事業に関する情報」に整理統合。（第7条第6号、第7号）
 - ・ 公益上の理由による裁量的開示の規定を新設。（第8条の2）
 - ・ 宮崎県公文書開示審査会の調査権限等に関する規定を新設。（第21条から第21条の6）
 - ・ 公文書の複写金額の支払いを「収入証紙」から「現金」に改め、複写金額の値下げや電磁的記録等による複製交付等に係る規定を制定。（第25条）
 - ・ 宮崎県公文書開示審査会委員の守秘義務違反に対する罰金額の上限を情報公開法における審査会委員に対する罰金額と同様に「3万円」から「30万円」に引き上げる。（第28条）
- 2 情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）制定時に設けられた附則第2項「施行前に作成又は取得した公文書については、旧情報公開条例の不開示情報を適用する」との規定を廃止。

※ 参考

「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年宮崎県条例第1号）」の第1条で情報公開条例、第2条で個人情報保護条例の一部改正を行ったものである。

附則第4項は、個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置が規定されれているため、情報公開条例の条文からは省略している。

（宮崎県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際、第2条の規定による改正前の宮崎県個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第15条第1項又は第2項の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の個人情報保護条例第20条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、第2条の規定による改正後の宮崎県個人情報保護条例の規定を適用する。

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年宮崎県条例第32号）附則
第4項による情報公開条例の一部改正に伴う附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

【趣旨等】

情報公開条例の一部改正で開示請求権が何人にも付与されることから、宮崎県議会情報公開条例でも同様な改正が行なわれ、「開示の申出」の手續が廃止されたところである。そこで、宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年宮崎県条例第32号）附則第4項で、「情報公開条例第12条の2第4項中「第5条第1項」を「第5条」に改める」とされたことから、情報公開条例第12条の2第4項の条文整理を行うものである。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年宮崎県条例第51号）第1条第1項第3号による改正に伴う附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

【趣旨等】

労働組合法の一部改正により、地方労働委員会の名称が変更されることに伴い、労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年宮崎県条例第51号）第1条第3号において、実施機関である「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。（第2条）

情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第1号）の附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【趣旨等】

平成17年4月1日から情報公開・個人情報保護審査会設置法が施行されることに伴い、国の審査会委員の守秘義務違反に対する罰金額が50万円とされていることから、宮崎県公文書開示審査会委員の守秘義務違反に対する罰金額の上限を「30万円」から「50万円」に引き上げるものである。（第28条）

宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第2号）の附則

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定により知事に対してなされた開示の請求のうち施行日以後この条例による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）が改正後の条例第10条第1項又は第2項の規定により決定することとなる開示の請求に係るものについては、改正後の条例第5条の規定により病院事業管理者に対してなされた開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例第5条の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、改正後の条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

【趣旨等】

- 1 病院事業の地方公営企業法の全部適用により、新たに「病院事業管理者」が設置されることから、実施機関に「病院事業管理者」を追加。また、地方三公社（宮崎県土地開発公社、宮崎県道路公社、宮崎県住宅供給公社）も条例の実施機関に追加。（第2条）
- 2 県の公の施設に指定管理者制度が導入されることに伴い、指定管理者が公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努める旨の規定及び実施機関は指定管理者の情報公開が推進されるよう必要な指導に努める旨の規定を新設。（第24条の3）
- 3 開示請求のあった日に当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をし、当該公文書を開示するときは、開示決定の通知を口頭によりできる旨の規定を追加。（第10条第1項ただし書）
- 4 第4章名を「情報提供の推進」から「情報公開の総合的な推進」に改めるとともに見出し・条文も一部改正。（第23条及び第24条）
- 5 公文書の複写の交付に関する規定を「手数料」から「費用負担」に改正。（第25条） ※財務規則の一部改正によりレシートによる領収証の交付を実施。
- 6 その他
 - ・ 対象公文書の除外規定を情報公開法に準じて整理。（第2条第2項第1号）
 - ・ 個人情報及び法人等情報の例外的に開示事項の整合性を図るための文言整理。（第7条第2号ア、第7条2号イ、第7条第3号ただし書）
 - ・ 法人等情報から除外する団体の整理及び関係条文の改正。（第7条第3号本文、第7条第6号、第7号本文、第7号イ、第7号オ）

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成19年宮崎県条例第35号）の附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨等】

- 1 日本郵政公社の役職員は国家公務員であるが（郵政公社法）、情報公開等においては、独立行政法人等情報公開法等で、国家公務員から除外して独立行政法人等の役職員として取り扱っていることから、本県の両条例においても、これに合わせて規定していた。
- 2 平成19年10月1日に公社が解散されたことにより国家公務員でなくなるとともに、情報公開等においても、独立行政法人等の役職員でなくなるため、両条例の「公務員等職務遂行情報」において、公社の役職員を国家公務員から除外する規定を削除するものである。

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成23年宮崎県条例第23号）の附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨等】

宮崎県土地開発公社が平成22年9月30日に解散し、平成23年3月31日付けで清算終了したことに伴い、条例の関連規定から宮崎県土地開発公社を削除するものである。

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第1号）の附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【趣旨等】

独立行政法人通則法の一部改正が行われ、平成27年4月1日付けで施行されることに伴い、引用している条項等を改めるものである。

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第16号）の附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【趣旨等】

行政不服審査法の改正に伴い、審査請求手続等に関する規定の改正を行うものである。

宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年宮崎県条例第9号）の附則

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為であって、施行日以後にこの条例による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項に規定する県が設立した地方独立行政法人（以下「当該法人」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為であって、施行日以後に当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

【趣旨等】

- 1 改正の主な内容は、次のとおりである。

平成29年4月に宮崎県立看護大学が地方独立行政法人化することにより、県が設立した地方独立行政法人を宮崎県情報公開条例の実施機関に加えるとともに、所用の規定の整備を行ったものである。

- 2 第2項及び第3項関係

宮崎県立看護大学は、平成29年3月までは知事部局の一部であったことから、それまで知事がした処分、その他の行為などのうち、平成29年4月以降公立大学法人宮崎県立看護大学が処理することとなる事務については、公立大学法人宮崎県立看護大学が引き継ぐ必要があることから、必要なみなし規定を定めたものである。

宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年宮崎県条例第36号）の附則

- 附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【趣旨等】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に伴い、個人情報定義の明確化を行うため、所要の改正を行うものである。

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和2年宮崎県条例第41号）の附則

- 附 則
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨等】

宮崎県住宅供給公社が令和2年3月31日に解散し、令和2年9月30日付けで清算終了したことに伴い、条例の関連規定から宮崎県住宅供給公社を削除するものである。

宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第37号）の附則

- 附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

【趣旨等】

公文書の開示請求の適正な運用を図るため、所要の改正を行うものである。

また、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、宮崎県個人情報保護条例を全部改正することに伴い、関連する規定の改正を行うものである。